泉屋叢考

近世住友の吹所の研究

第拾九輯

泉屋叢考

第拾九輯

三　近世住友の吹所の研究

付　録　近世銅精錬関係資料

近世住友の吹所の研究

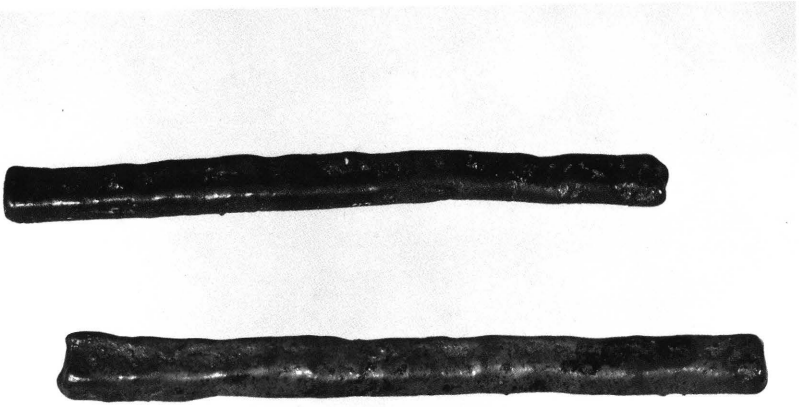

棹　銅

長さ　約25センチメートル
重さ　約300グラム

丸　銅

大　径　約8.5センチメートル
重さ　480グラム

小　径　5.2センチメートル
重さ　140グラム

年　々　記

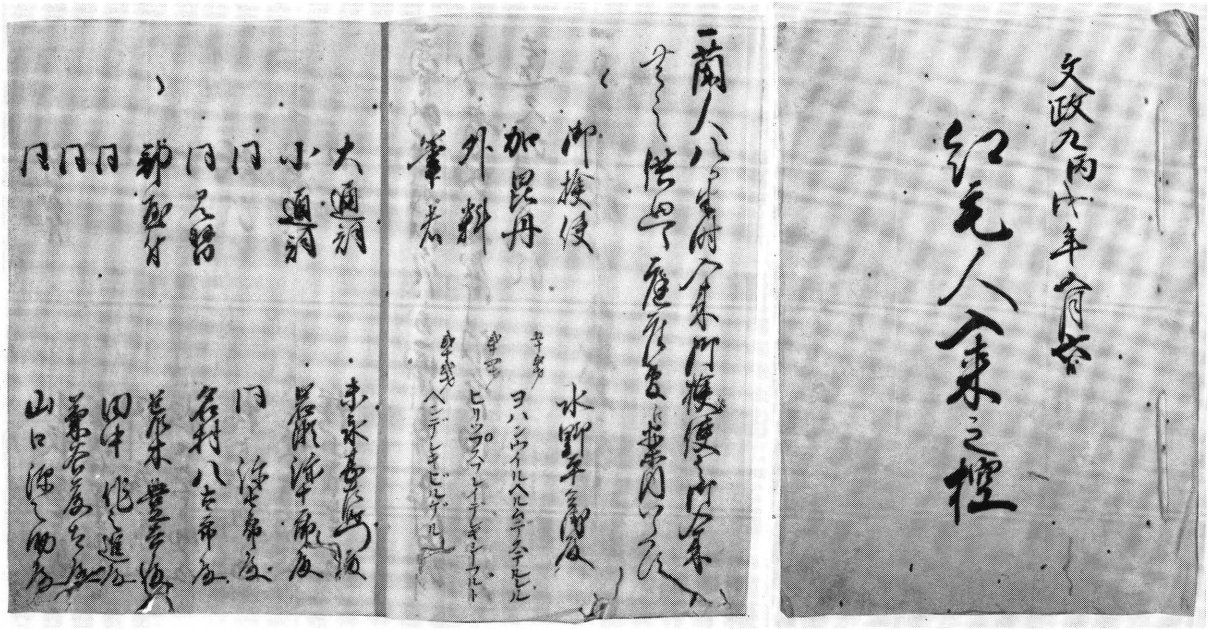

紅毛人入來之控

近世住友の吹所の研究　目次

一　はじめに……一
二　近世の銅精錬業と住友……三
三　吹所の作業……一三
四　吹所の職人……四七
五　吹所の店制……六四
六　長堀吹所の経営……七三

一　はじめに

江戸時代の銅は、銅山において鉱石から荒銅（粗銅）を製し（製煉）、これを大坂に送って大坂の吹屋が精銅にし（精錬）、さらに輸出用の棹銅あるいは地売用の種々の型銅を造った。

江戸時代の産銅は、寛文から元禄にかけて急速に増大し、金銀山がこのころ衰退してきたのに代わって鉱山業の中心となった。元禄時代には前近代における頂上に達し、元禄十年（一六九七）の産額は精銅にして約一、〇〇〇万斤で当時世界最高であった。①

銅はごく初期を別にすれば江戸時代を通じて輸出品の大宗であり、また貨幣経済の発達によって需要の拡大した通貨の材料でもあり、幕府の強い統制下に置かれていた。

銅の精錬は、十六世紀末に南蛮吹が採用されるなどの進歩がみられ、寛永ごろからは大坂の吹屋が精錬業の中心になってきた。大坂の吹屋の技術の優秀さは早くから認められていたらしい。初期の吹屋は銅の輸出業者（銅屋）を兼ね、また輸入貨物を取扱い、銅山の稼行をも手がけるような者であった。銅山の開発が急速に進んだ寛文ごろになると、さまざまな立場の人々が金主や山師として銅山を稼行し、また銅貿易に乗り出していった。そして曲折を経て延宝六年（一六七八）、

銅屋株が確定された。

そのころ銅精錬業においても、初期の吹屋の分家・別家や新たな山師・銅屋の下請け職人や別家などが、小吹屋（自ら銅を輸出せず、銅屋に棹銅を渡す吹屋）として次々出現した。

元禄時代になると小吹屋の成長が著しく、長崎町人と結ぶなどして銅貿易に進出し、銅屋仲間との間で紛争を生じるまでになった。貞享二年（一六八五）から始まった定高貿易制の下で拡大する銅代物替に応じて長崎廻銅を確保するために、元禄十四年（一七〇一）初めて銅座を設置するに当り、幕府は吹屋（大吹屋・小吹屋）を掌握して銅の統制を行うようになった。そこで吹屋（吹所、精錬場）を持たない銅屋は、銅貿易から斥けられてしまったのである。

銅座は正徳二年（一七一二）一旦廃止され、第二次銅座を経て、明和三年（一七六六）に設置された第三次銅座が明治元年（一八六八）まで存続して銅の統制を行ったが、正徳以降、銅座あるいは長崎会所の統制のもとで輸出銅を調製したのは、大坂の銅吹屋仲間であった。輸出銅の精錬は一部の特例を除いてすべて大坂で行った。地売銅の若干は江戸その他で精錬されたものと思われ、寛政八年（一七九六）には江戸古銅吹所が設けられたが、やはり大部分が大坂で行われたことには間違いない。

銅精錬業は封建時代の手工業として特異な発達を遂げ、精銅の純度はきわめて高いものであった。②また関連商工業（炭・鉄製道具・梱包・運輸など）まで含めると、近世大坂の産業の中で重要な役割を果たしていた。

近世の銅精錬業には、このように政治史・社会経済史・技術史などにわたって重要な問題が含まれているが、本稿では史料が比較的恵まれている住友長堀吹所の実態の紹介を中心に論述することとし、住友の経営史の一端を明らかにするとともに、近世銅精錬業史のための基礎的作業の一部とすることにしたい。

註

① 小葉田淳『日本鉱山史の研究』岩波書店、昭和四十三年、七頁。

② 昭和五十四年七月、住友金属鉱山株式会社別子事業所分析室の分光分析によると、棹銅は純度九九・二九％の精銅であり、丸銅は九九・三三％、丁銅は九九・七六％の精銅であるという結果が得られた。

二　近世の銅精錬業と住友

住友泉屋の創業者住友友以が京都から大坂へ出て内淡路町に吹所を設けたのは元和九年（一六二三、一説には翌寛永元年）である。寛永七年（一六三〇）には淡路町一丁目に銅屋の店舗を構え、本拠

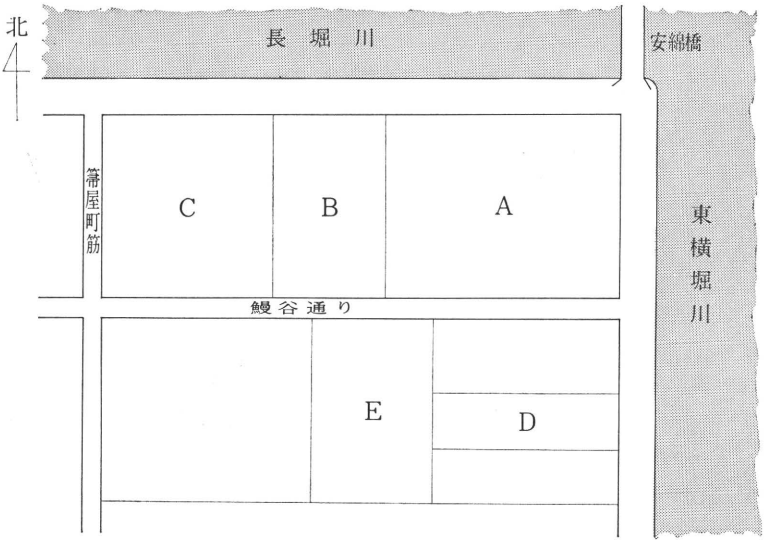

第1図　長堀・鰻谷略図

を京都からここへ移した。元和偃武後、市街の復興・拡大が進んでいた大坂で、友以は最も早く開業した吹屋であった。少なくとも後年大吹屋として活躍する大坂屋・大塚屋や平野屋などが寛永初年に相ついで開業した、そういう気運の先駆であったことはたしかである。京都は近世初頭には銅精錬業の先進地であった。友以の実父蘇我理右衛門は、南蛮吹の始祖として知られる京都の有力な吹屋である。しかし寛永時代の新興都市大坂は、平戸・長崎での貿易をめざす吹屋たちにとって、貿易港への銅の搬出、諸地方からの荒銅や炭などの搬入などの立地条件に恵まれていた。この後大坂の銅精錬業はますます発展し、京都は銅細工では後年まで高い地

位を保ち続けるものの、精錬業では振るわなくなるのである。

友以が長堀川東端の南岸に家屋敷を購入したのは寛永十三年十二月であり①(第一図のA)、恐らくただちに吹所を設立したであろう。ちょうどこの年、寛永通宝の鋳造が開始されている。寛永通宝の鋳造は、徳川幕府による銭貨鋳造と通用統一の開始として、幕政の確立上画期的な意義をもっている。寛永ごろ産銅が増加したという情勢が考えられ、それが銅精錬—銅貿易の興隆や銭貨鋳造の共通の背景となったのであろう。またこのとき銭貨鋳造材料を確保するため銅の輸出が禁止されたので、友以は輸出解禁運動の先頭に立ったとも伝えられている②。

寛永十三年友以が購入した長堀の土地は、元禄以降本店となった長堀茂左衛門町屋敷のほぼ東半分に当り、明治初年まで引き続き吹所のあった場所である。後年ここの吹所は鰻谷吹所と呼ばれているが、当初は長堀吹所と呼ばれたものらしい③。

友以は「内淡路町吹屋之外長堀幷鯉谷ニ而吹屋ヲ」営んだと伝えられている④。鰻谷一丁目の東横堀筋に面した間口六間の家屋敷およびそれと裏続きになる同町南側間口一三間の家屋敷(第一図のD・E)の入手はかなり古く、正保あるいはそれ以前ともいわれるが⑤、そこにも吹所(鰻谷吹所)を設けたのであろうか。

こうして友以は大坂に三ヵ所の吹所を持ち、また京都にも吹所を設け、銅の精錬と輸出を推進していった。やがて友以の三人の子もそれぞれ銅屋・吹屋となった。⑥

友竹(兵右衛門)　分家して淡路町一丁目で銅屋を営んだ。その子友膳(平八)も銅屋株を持ち、また道頓堀に吹所を所有していた。

友信(吉左衛門)　寛文二年(一六六二)友以の没後、住友家三代目の主人となる。

友貞(平兵衛)　分家して今橋二丁目で両替商を営み、十人両替創始期の一員となる。また銅屋株を持ち、島之内の問屋町・大和町に吹所を持っていた。

友以の弟忠兵衛は、父の跡を継いで銅屋兼吹屋となり、また次弟八兵衛も大坂で銅屋兼吹屋を営んだものらしい。

寛文～元禄期には、近世初頭に盛んであった金銀鉱山が衰退したのに代わって、諸銅山の開発が急速に進んだ。例えば寛文八年(一六六八)稼行中の銅山としてあげられているのはわずか二六ヵ所にすぎないが、⑦元禄末年(一七〇二～三)には二〇〇ヵ所前後を数えることができる。⑧長崎貿易においても、このころから銀の流出が問題となってその抑制がはかられ、代わって銅が最大の輸出品となっていった。銅の輸出量は寛文期は年間百数十万斤であったが、元禄期には年間約五〇

○万斤となった。⑨

また寛文以降、銅の流通面でも、銅山の稼行、大坂における精錬、長崎における銅の輸出と諸貨物の輸入が一つに結びつき、新たな流通ルートが展開してきた。住友や大坂屋はこのいずれをも手がけており、大塚屋や平野屋なども輸入貿易を行っている。そのほかに新規業者が銅貿易に参加しはじめた。旧糸割符仲間のような輸入貿易関係者が銅の輸出を手がける例⑩、各地の銅山の山師が大坂に吹所を設けて長崎へ銅を下す例⑪、また大坂その他の富商が山師や吹屋の金主となって銅貿易をはじめる例⑫などがある。銅精錬業にも新たな展開があり、銅屋や山師の手代や下請け職人などで小吹屋として開業するものが続出した⑬。

このような状況を延宝二年（一六七四）十一月の訴状の中で銅屋の立場から、泉屋と銅屋（あかがね）は次のように述べている⑭。

御藏入之御銅山、其外所々御私領之銅山へ手入仕、山師其外職人等迄ニ金銀を借シ、數多之人數ヲ集メ、山を榮かし申候、勿論大坂ニも數多之吹屋共職人餘多抱、銅吹せ申候

また山師の銅貿易への進出について、延宝四年三月の訴状の中で、銅屋たちは次のように述べている⑮。

去年初而熊野山師共貳三人、長崎銅商賣新規ニ被爲仰付候ニ付、去年は唐人ニ銅賣口過分ニ下直ニ罷成迷惑仕候、又當年北國・西國所々山師共、大坂ニ而新規ニ銅吹屋取立、(中略)長崎ニ而異國人ニ銅賣渡シ申様用意仕候

こうして次々と開業した銅屋たちは、延宝元年におこった足尾銅輸出計画に対する反対運動を契機として仲間を結成することになった。[16] このとき、大坂・堺・京都・紀州・豊後の銅屋一一軒は、ある程度の損失をも覚悟して一致して抵抗し、ついに同二年、この計画を斥けた。運動に参加した銅屋の大半は開業後数年以内の者であり、その年開業したばかりの者も含まれていた。しかしかれらの結束は固く、同調できない者は銅屋を廃業することを約束せねばならなかった。このときの仲間がほぼそのまま延宝六年に銅屋株を公認されたのである。

銅屋株が幕府（大坂町奉行）によって公認されたものになると、山師・金主・糸割符商人などの銅貿易への自由な参加の途は閉ざされることになった。その結果山師を起点とする流通ルートは、大坂における銅問屋の成立、[17] 小吹屋の成長という形で新たな展開を示した。

銅屋株の確定によって、銅屋たちは新規の銅輸出の企てを斥けることができた。しかし銅貿易はその枠を越えて伸長していき、貞享二年（一六八五）貨物市法商売法が廃止され、定高貿易仕法

が始まるころから、銅屋仲間の銅輸出独占は内外から動揺を始めた。銅屋株を持たないものが、棹銅以外の荒銅・間吹銅や鋳形違銅を輸出することが多くなり、それには大坂の小吹屋が長崎町人などと結んで行うものばかりでなく、一部の銅屋も関与した。しかも大坂の銅屋株の枠からはみ出したこのような銅貿易も、長崎においては必ずしも違法とはみなされなかったのである。(18)

定高貿易制の下で銅代物替が拡大し、また元禄八年（一六九五）実施された金銀貨改鋳や江戸・京都の銭座の盛行、また当時盛んに行われた寺社の建築などで国内の銅需要も急速に高まったので、幕府は長崎廻銅を確保するために元禄十四年大坂に銅座を設け、大吹屋・小吹屋を統制下におき、吹所を持たない銅屋は銅貿易から斥けられた。

このことは前に述べたような銅の流通機構の改変を促進し、小吹屋にも少なからぬ影響を及ぼした。銅座設立の際に誓紙をさし出した吹屋一八軒のうち、間もなく八軒が姿を消し、新しく七軒が開業した。(19)新規の吹屋は、銀座座人の親類である富屋とその別家のほかは、古来の銅屋で吹所をもつ大坂屋・平野屋・熊野屋の別家である。元禄初年に鋳形違銅の輸出に活躍した河内屋は撤退し、銅屋（あかがね）（平左衛門）も主家（銅屋善兵衛）の銅屋廃業と行をともにしたようである。(20)

こうして銅座のもとに編成された吹屋一七軒から成る仲間が銅精錬を独占し、幕府の銅政策も

主としてこの仲間を通じて行われるという体制が確立したのである。十八世紀になると銅山はしだいに坑道が深くなり、運搬・排水・通風・炭の調達などに困難が加わった。その上御用銅の買上げ値段は低く抑えられたので産銅量は減少していった。それにともなって吹屋仲間の数も減少し、明和三年(一七六六)第三次銅座設置のときは一四軒、寛政八年(一七九六)江戸古銅吹所設置のとき八軒あったが、文化元年(一八〇四)には五軒となり、その後六軒に復して幕末に至った。幕末安政の開国に当って欧米諸国への銅の輸出は事実上禁止され、中国に対しても慶応二年(一八六六)七月、長崎御用銅が廃止された[21]。これをもって近世的な銅精錬業は終焉し、近代への過渡期にはいったのである[22]。

註

① 同年十二月十七日付の沽券。売主は牧九郎兵衛母妙蓮、表口二五間半、裏行町並(二〇間)、代銀二貫五五〇目であった。

② 『泉屋叢考』第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」一三～一五頁。

③ 「銀出入帳」(貞享三年)に、「長堀」という銅精錬場がみえる。明治二年に別子山麓の立川中宿に吹所が開設され、同九年に大阪の吹所が閉鎖になるまでの間は両地に吹所があった。明治五年、大阪の吹所や本店のある長堀茂左衛門町東部は町の分合改称によって鰻谷東之町の一部となった(大阪町名研究会編『大阪の町名』清文堂出版、昭和五十二年)。これ以後大阪の吹

所を鰻谷吹所と呼ぶようになったものと思われる。

④「泉屋由諸書」（『泉屋叢考』第五輯附録所収）。

⑤「大坂諸所借家畫圖」

⑥住友友良「先祖傳書」

⑦「銅異國賣覺帳」

⑧元禄十五年「諸國銅山覺」、同十六年「諸國銅山覺書」（いずれも『泉屋叢考』第拾壱輯附録所収）。

⑨元禄九年には八〇〇万斤を越え、同十年には九〇〇万斤近くになった。同十一年御用銅定高八、九〇二、〇〇〇斤となったが、実行は容易ではなかった（『泉屋叢考』第拾八輯「第一次銅座と住友」九、五一～五九頁）。

⑩寛文期に銅貿易を行っていた者で堺の糸割符仲間と思われるものに、海部屋平右衛門・枡屋徳左衛門・帯屋六兵衛・糸屋治兵衛があり、貞享～元禄期には京屋長左衛門・海部屋宗貞・枡屋久左衛門があり、奈良屋の一族らしい奈良屋伊兵衛もいる。帯屋六兵衛は元禄七年、多田鉸銅を鋳形違銅に吹いて輸出する計画に加わっている（「銅異國賣覺帳」、「上棹銅帳」、中田易直校訂『糸乱記』〔近藤出版社、昭和五十四年〕）。

⑪元禄十三年銅屋株を譲り受けた分銅屋七兵衛は京都の糸割符仲間であり、寛文期に銅貿易を行った布袋屋加兵衛や、同じく寛文期から銅貿易を行って銅屋株を認められた山形屋彌右衛門も、京都の糸割符関係者かもしれない（岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻、清文堂、昭和四十八年）。

紀州熊野銅山師で延宝初年から長崎へ銅を下す者が増えている。延宝元年初めて下した熊野屋彦三郎は、例の足尾銅輸出計画反対運動に加わり、延宝六年の銅屋株確定の際には同家彦太郎ともども認められた。同じく熊野山師の福山屋次郎右衛門・堺屋三郎兵衛・新庄屋清右衛門も同じころ長崎へ銅を下したが、銅屋株確定の際には除かれ、銅商売をさし止められた。新庄屋が大坂に設けた吹所の家守は、のちに吹屋次郎兵衛という小吹屋として独立した（「銅異國賣覺帳」、「銅吹屋仲間由諸書」）。

秋田阿仁山師北國屋吉右衛門の手代十右衛門の経営

にかかる小吹屋は、延宝三年から元禄期まで存続した。「難波すゝめ」に北国材木問屋として名前のみえる北國屋次右衛門の銅商売は、延宝六年銅屋株確定の際にさし止められた（「銅異國賣覺帳」）。

⑫ 道明寺屋吉左衛門は、延宝六年銅屋株確定の際、「堺や三郎兵衛と子息ノ名ニ仕度訴訟候へ共不被仰付、猶又新庄（屋）清右衛門へも銅売申間敷由被仰付」、銅屋株を認められなかった。堺屋は熊野山師で道明寺屋の名代でもあり、新庄屋も熊野山師である。道明寺屋は堺屋の金主だったのであろう。なお享保期に懐徳堂を設立した五同志の一人道明寺屋吉左衛門との関連については未詳である（「年々帳」無番、「銅異國賣覺帳」）。

⑬ 「銅屋・吹屋の変遷について」（『泉屋叢考』第拾八輯付録）

⑭⑮ 「銅異國賣覺帳」

⑯ 『泉屋叢考』第九輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」および小葉田淳「近世足尾銅山史の研究」（『日本歴史』二九六号、一九七三年一月）に詳しい経過が述べられている。

⑰ 正徳年間の大坂問屋を書上げた記録の中に秋田銅鉛問屋六軒がみえる（『浪速叢書』第九巻、浪速叢書刊行会、昭和九年、五頁）。

元禄元～三年、住友の荒銅買入先に、北國屋吉右衛門（秋田銅）・伊勢屋平右衛門（槇山銅・白根銅・尾去沢銅）・津國屋清右衛門（白根銅）・若狭屋伊兵衛（永松銅）などがみえる（「上棹銅帳」）。

⑱ 『泉屋叢考』第拾八輯　三九～五二、六〇～六一頁。

⑲ 註⑬参照。もっとも消えた小吹屋のうち平野屋八十郎は、のちの平野屋吟と同じ家かとも考えられる。また平野屋小左衛門が消え平野屋市郎兵衛が現れるのも、何らかのつながりがあるのかもしれない。

⑳ 泉屋一族が、吉左衛門家を除いて次々と銅屋・吹屋をやめていったのもほぼ元禄ごろに当る。

㉑ 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』吉川弘文館、昭和三十九年、三一三頁。

㉒ 別子銅の場合、精錬技術は採鉱―製煉に比べて近代化

が遅く、明治二十年ころまで江戸時代とあまり変わらなかったようであるが、政治的・経済的なあるいは経営上の意義は一変した。

三　吹所の作業

吹所では、山元から廻着した荒銅を精錬して輸出用の棹銅や地売用の種々の型銅を製造した。荒銅のうち、一〇〇斤につき銀七匁以上含むもの（鉸物と呼ぶ）は南蛮吹にかけて灰吹銀を抽出し、①銀分の少ないもの（間吹物と呼ぶ）は間吹して不純物を除いたのち、いずれも小吹して棹銅や丁銅・丸銅などとする。諸山の新規産銅が大坂へ廻着すると、吹屋は糺吹して吹減や銀・白目などの含有量を測定し品位を定めた。

幕府高官などが吹所を参観するとき、吹所では鉱石や中間加工物・各種精銅などの見本を展示して説明しており、工程などを知る参考になるのでまず最初に示そう。②ここに掲げたのは文政八年（一八二五）九月、老中水野忠成の巡見のときのものである。

銈付之次第

一鉛　石　是ハ荒銅之最初ニ而土中ゟ切出し、於山元色々吹方仕、當所へ者荒銅ニ而廻

着仕候、自然右鉛石ゟ荒銅迄何程相成候哉と御尋有之候へハ、鉛石百貫目ニ付荒銅凡六、七貫目計ニ相成申候、尤鉛石性合ヨリ不同御座候

〆

一別子荒銅　是ハ銀氣無之荒銅ニ而、間吹銅ニ吹立申候、荒銅懸目壹枚ニ付凡三貫目餘、別子銅初而掘出し候者元録四辛未年ゟ初出ル

〆

一間吹銅　是者右荒銅を吹立、御用棹銅地ニ相成申候

〆

一御用棹銅　是者右間吹銅ヲ吹立、百斤入ニ仕、長崎表へ御下シ相成申候、數凡百六拾本ゟ貳百本迄

〆

一荒　銅　是者羽州幸生村大切澤銅山、御代官池田仙九郎様、足り銀貳拾目五分、壹ヶ年凡拾萬斤計

〆

一合　銅　是者含銀有之荒銅ニ鉛ヲ焊吹立申候

〆

一荒　鉛　是者秋田山ゟ出申候、最初者石金と申黒光り之石を吹立、荒鉛ニ相成申候

〆

一南蠻鍛銅　是者右合銅ヲ吹立候へハ、銀者鉛へ籠り流れ出、殘り之分正鍛銅ニ相成申候

〆

一出　鉛　是者南蠻吹之節流れ出候含銀有之鉛ニ而御座候事

〆

一留　粕　是は灰吹床ニ而右出鉛吹立候得者、鉛は自然灰へ吸込、正銀者自然と此穴へたまり申候、此留粕を吹返し候時者、三分半減ニ正鉛相成申候

〆

一灰吹銀　是者此儘ニ而銅座へ相納、夫ゟ銀座御渡被遊候て、南鐐ニ吹立候時者、壹割通り相減候趣承及候

〆

一丁　銅　是者百斤ニて貳拾丁物ニ吹立、瓦地ニ相成申候、相延候節者壹丁八百目ニて瓦板八枚ニ差申候、瓦壹枚懸目凡八拾目ゟ百目迄

〆

一樋丁銅　是者屋根之瓦(樋カ)地ニ相成申候、延シ候節者壹丁壹貫目ニ付長サ凡壹間位ニ相成申候

〆

一小丸銅　是者茶瓶・藥鑵地ニ相成申候、百目ゟ貳百貳三拾目迄有之候事

〆

一大丸銅　是者銅盥・風呂釜・火鉢之頭(類ナラン)ニ相成申候

〆

一長棹銅　是者針金地ニ相成申候、壹本ニ付掛目三百貳拾匁位、長サ貳尺四寸・巾六歩壹尺ニ而懸目貳厘之針金ニ延候時者、長サ凡五百間計ニ相成申候、ふとき針金娘次第

〆

精錬に使った坩堝などの道具類、どぶ（不純物）、床の土などは石臼で砕いて水洗し、銅分を集めて屑吹する。砕くのは仕屑師、水洗は汰物師が行う。汰物について右と同じ見物用の説明は、次のように述べている。

留鐵鎔類を細く砕きユリ候へバ、土砂・鐵者水中へ流れ、銅者重目ニ候へハ、自然とユリ鉢へ殘り申候、幼年ゟ生野銅山ニ而手馴候者ならでハ出來不申候

吹大工（当時精錬を行う職人を大工と言った）と吹子差以外の職人を総称して手伝と言っている。その中には右の仕屑師・汰物師、ほかに留師・土師などがあり、留師・土師は坩堝を作ったり、吹床を作ったりしたのであろう。そのような専門の職人のほかに、吹床で大工の仕事を補助する者があり、また雑用をする手伝もいた。

吹所内部の諸施設の配置は、万延二年（文久元、一八六一）三月「御本家様御吹所様惣繪圖」に詳しく記されている（第二図）。吹所は南北一九間二尺四寸、東西は南側二七間、北側三二間ほどの広さである。長堀川から水を引き込んで、汰物場・水槽などに通じる水路が設けてある。吹床の広さと数は、

合　床　間口二間　　奥行二間　一床

南蛮床　間口一・五間　奥行二間　七床

灰吹床　間口二・九間　奥行二間　一床
間吹床　間口二間　奥行二間　四床
小吹床　間口一・五間　奥行二間　七床
屑吹床　間口二間　奥行二間　一床
鉛　床　間口〇・九間　奥行二間　一床
正味床　間口二間　奥行二間　一床

で、吹床で作業するのは、

合　床　大工一人　吹子差一人　手伝一人
南蛮床　大工一人　吹子差一人　手伝一人
灰吹床　大工一人　吹子差二人
間吹床　大工一人　吹子差二人　手伝一人
小吹床　大工一人　吹子差一人　手伝一人

である。しかしこれは平日の人数で、急ぐときは吹子差を増員する。[3]

精錬の工程が将来科学的に解明され、江戸時代の銅精錬業の歴史的意義が詳しく明らかにされ

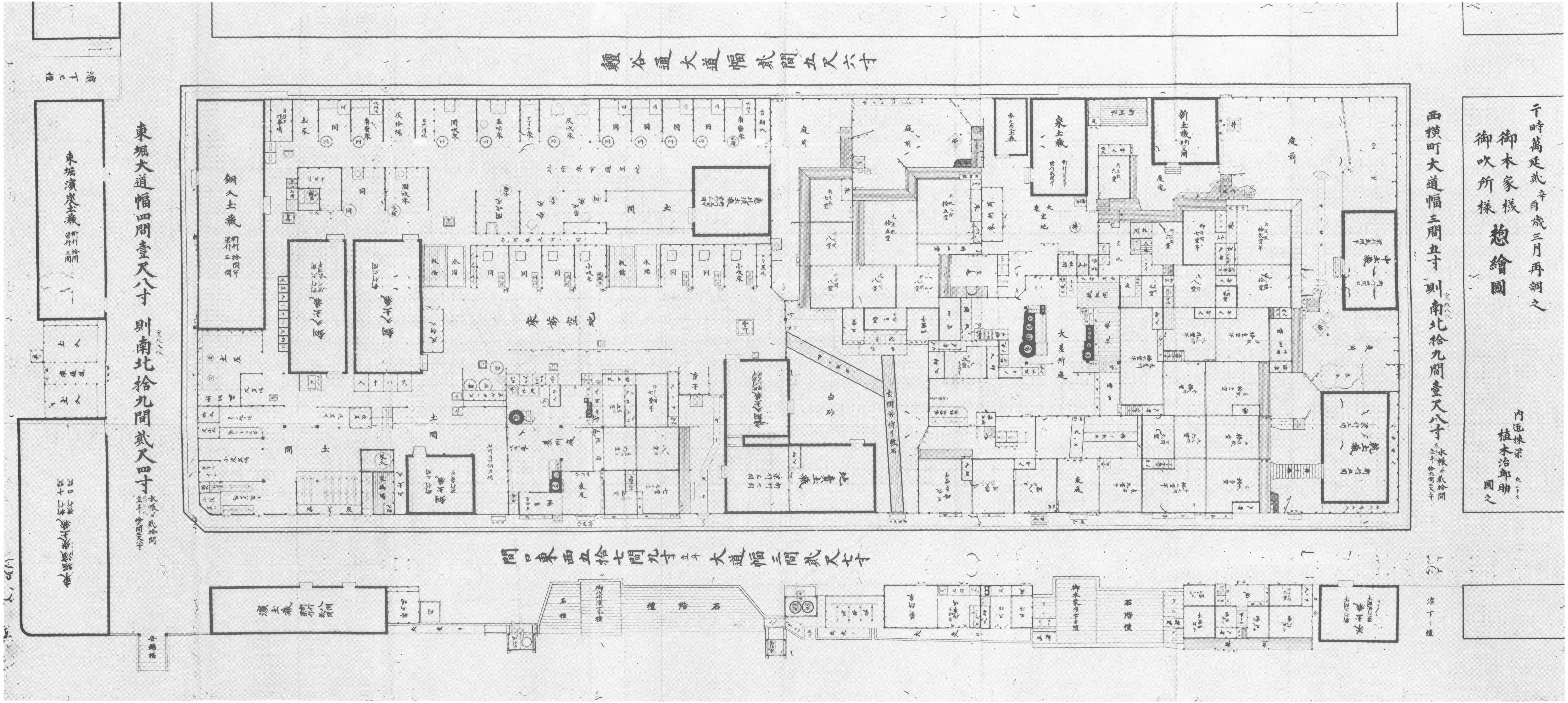

第2図　本家・吹所絵図（文久元年）

るのを期待するが、ここではさしあたり文献上の材料を整理・紹介することに努めたい。

まず挙げるべき史料は「鼓銅圖録」である。これは別子銅山における採鉱・製煉、大坂の吹所における精錬・箱詰・計量に至る過程と必要な道具類を二七枚の絵に描き、詳しい説明文をつけた冊子で、この種の第一級史料として周知のものであるが、元来幕府高官やオランダ商館長が吹所を参観に訪れた際の説明・進物用に住友が作成したものである。「鼓銅圖録」のほかの文献としては、参観の際に説明に当る者が準備した説明書、銅座や銅会所宛に精錬の実態や経費などを書上げた史料、吹所詰の手代が業務に必要な事柄を書付けた手帳などがあるが、いずれもおよそ記録の常として、記録者からみて必要なことだけが記録され、必要でないことや当り前のことは記録されていない。また最も根本的な限界は、精錬を行う職人の持っている知識がほとんど記録に残らないことである。経験と勘が大きくものを言い、知識・技術の継承も実際の作業を通じて行われる。それゆえ文献史料のもつ制約はきわめて大きいといわねばならない。

「鼓銅圖録」はすでに刊行書の中に収録されているので④、ここでは適宜引用・参照することにしたい。その他の史料には、次のようなものがある。

〔1〕寛延元年（一七四八）、長崎奉行松浦信正宛に差出した、一日当りの吹立高などの覚で、「銅

商賣並銅山覺帳」のうちに記されている。

〔2〕「庚辰記」と題記のある手帳で、吹所の日常業務に必要な事柄が記録されている。筆者助嬌は吹所詰の手代であろう。庚辰は宝暦十年（一七六〇）と推定される。

〔3〕明和元年（一七六四）十二月「諸國銅山惣括覺書」。大坂の銅吹屋仲間が銅の生産・流通・統制などの実態を幕府役人から尋ねられたのに答えたもので、第三次銅座設置準備史料の一環とみられる。

〔4〕明和二年三月、銅吹屋仲間が御用棹銅・地売銅の吹立経費などを書上げた史料で、「銅方公用帳」三番のうちにある。御用棹銅については前年にも同様の書上げがあり、職人の賃銀や材料費などは一致している。ここでは明和二年の方を主として用い、適宜元年の分を参照した（なお、明和二年の書上げは巻末の付録に収めた）。

〔5〕寛政十一年（一七九九）五月二十五日、泉屋吉次郎から奉行（大坂町奉行であろう）にあてて、吹方のあらましを書上げた史料。

〔6〕「鼓銅圖録」下絵に吹立高などの書込みがあり、享和期（一八〇一～三）の数字である。⑤

〔7〕文政三年（一八二〇）十一月、銅吹屋仲間が銅座役所の下問に応じて、一日吹立高、細工人

の賃銀を書上げた史料で、「年々記」のうちにある（なお四七～四九頁に掲出）。

〔8〕　文政八年九月二十九日、老中水野忠成の吹所参観の際の案内者による説明で、「年々記」のうちにある。

〔9〕　天保十五年（弘化元、一八四四）八月、江戸城本丸御用瓦用の銅の吹立に当って、住友はじめ銅吹屋が銅座役所へさし出した願書で、「年々記」のうちにある。

以下本章ではこれらの史料は〔1〕、〔2〕などと記すことにする。これらの史料を照合しつつ、次に各工程について述べてみたい。なお、「鼓銅圖録」の図と、第二図の吹床の部分（平面図）を組み合わせて、各工程ごとに図示した。

合　吹　銀を含んだ荒銅と鉛を合床で加熱・熔融して銅と鉛の合金（合せ銅）を作る。すると銅中に含まれる銀は鉛に吸収される。「鼓銅圖録」には次のように説明している（漢文の訓みは三枝博音氏に従う。以下同じ。）。

銅の銀如（もし）くは白目を夾む者、鉛を加へて之を爐上に放つ。韛（ふいご）を鼓（ふ）きて鎔化し、土滓と紅炭とを去り、鐵條を用ひて粘着して之を取る。形砕瓠の如し。是を合銅と謂ふ。大抵銅は十の八に居り、鉛は十の二に居る。但（ただ）鉛は零銀（たりぎん）の多寡に隨ふのみ。銀多ければ則ち之

第3図　合吹・合床の図

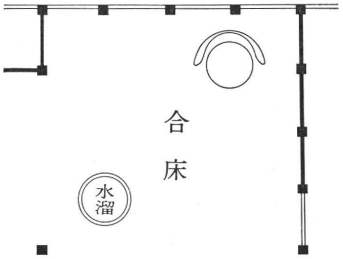

を倍し、寡ければ則ち之を減ず。

〔3〕によると合吹は次のように説明される。

合セ吹（中略）一日ニ一火所ニ而千斤程宛吹申候、尤一吹ニ付百斤宛、是ニ鉛三貫目程宛交セ申候、此合セ吹ニ吹おろし申候而鐵ニ而柄を付候而、其先キニ銅丸を付申候、此道具を眞ンと申候、此眞ニ銅汁を付打砕キ候を合せ銅と申候

第三図を見ると、炉の側の低い壇の上で、左の男が持つ長い棒の先の球形のものを、右の男が別の長い柄の道具で打っている。〔3〕に「眞ンへ銅汁を付」云々というように、炉で熔した合せ銅をシンツケに粘着させ、ショゼンで打ち砕いてとったのであろう。

合吹で加える鉛の量は銀の含有量によって加減する。明和三年の規定では、吹屋仲間の糺吹のとき、銅一〇〇斤に加えられる鉛の量は次のとおりである。⑥

滴銀一三匁以下では鉛二貫八〇〇目　燃鉛七斤
〃　一三～二〇目　〃三貫二〇〇目　〃　八斤
〃　二〇～三〇目　〃三貫六〇〇目　〃　九斤
〃　三〇目以上　〃四貫目　〃　一〇斤

燃鉛というのは銅と合せた鉛を後に回収したとき減量している分をいう。鉛に含まれていた銀も銅のそれと一緒に出ていき、また不純物が除かれるので減量する。鉛二貫八〇〇目で燃鉛七斤（一貫一二〇目）なら四割の減少である。

合床一床当り吹立高は〔1〕～〔9〕の各史料によると次のようである。

〔1〕　一吹に秋田小沢荒銅一〇〇斤と鉛四貫目を吹合せる。一日に七吹して七〇〇斤。

〔2〕　一吹に二丸ずつ、ただし本来は一丸であるが、大工の裁量による。焚鉛はたり銀に応じておよそ三～四貫目。一日におよそ八丸および屑三斤半～四斤を吹く。急ぐ時は一二丸もできる。

〔4〕　一吹に銅一六貫目（一〇〇斤）ずつ。一日に八吹と屑吹二吹、合計一〇吹し、炭四俵（ただし一俵八貫目入）を消費する。

〔5〕　一吹に二〇貫目ほどを、吹子一挺で吹く。

〔6〕　一吹に銅鉛一〇貫目ほど。一日に八吹。

〔7〕　荒銅一日前一、〇〇〇斤。

〔8〕　一吹に生野鋳荒銅一〇〇斤すなわち一六貫目に、含銀一四匁六の積りで焊鉛三貫目ほど合

せて一九貫目。これから合せ銅一八貫八〇〇目ができる。一、〇〇〇斤につき日向炭六俵を消費する。

〔9〕　平日一日に七五〇斤、急ぐときには一、〇〇〇斤。

以上を要約すると、一吹につき荒銅一〇〇斤、一日に七～八吹、一日吹立高七〇〇～八〇〇斤、多いときには一、〇〇〇斤というのが、寛延から天保までの標準値であったといえようか。ただし〔6〕は若干はずれる。

南蛮吹　合せ銅を南蛮床の上段で加熱し、銅と鉛の融点と比重の差を利用して、鉛（銀を含んだ貴鉛）と銅を分離する。また白目もこのとき分離される。南蛮吹について「鼓銅圖録」には次のようにある。

合銅を將(と)りて之を南蠻爐に塡め、蠻人傳ふる所を以ての故に名づく。を築きて之を作る。形は圖式に見ゆ。土炭を加へて徐々に籥(ふいご)を鼓(ふ)き、曲鐵杖を用ひて之を攪して泥の如くす。鎔化して汁と成らしめず。其の鉛は則ち化して汁と成り、下に就きて流れ出づ。即ち鉛、銀を夾みて出るなり。如し其の白目有る者も、亦流れんと欲す。工人、鐵杖を揮ひて分撥抑止して、鉛と混ぜざらしむ。白目常に鉛銅の間に在り。鉛氣盡くれば、白目、鉛を夾む。則ち匕(さじ)にて之を取る。白目盡き銅、白目を夾む。鉛盡き

第4図　南蛮吹・南蛮床の図

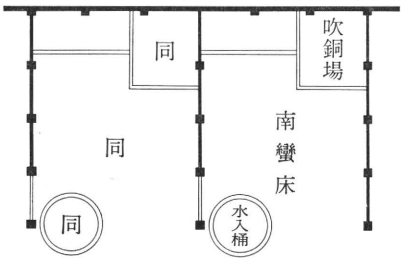

て、而る後に水を灑ぎて銅を取る。是を志保利と名づく。字は住友氏は鋟を用ふ。其の他は通じて鋟を用ふ。倶に假借なり。其の鉛は則ち下の凹處に在り、結して一團を成す。是を出鉛と名づく。此の時、銀、鉛中に隠れ、尚未だ現れず。然れども其の井然として三物を分つ、亦巧と謂ふ可し。

また〔3〕には次のように記している。

南蠻吹と申候ハ、右合セ銅貳百斤を五吹ニ分ケ、一日ニ一火所ニ而貳百斤宛吹申候、此吹方ハ合セ吹ニ而吹交セ候鉛ニつれて銀流出申候、一吹ニ鉛壹貫貳百目程籠り有之候分燃捨り、鉛ニ銀を含ミ候而八百目ニ相成、薄氷のことくニ相成候、右鉛流シ取り候跡之銅を鋟り銅と申候、夫故南蠻吹を鋟り吹共唱申候

銅と鉛に少量の銀や白目を含んだ合せ銅を熱して、「泥の如く」あるいは鉛が「薄氷のことく」という状態にし、そこで貴鉛と白目が比重差によって層を形成するようにして、まず貴鉛を流出させ、次いで白目をすくい取り、あとに残った銅を冷して取り出すのである。

南蛮床一床当りの吹立高は、各史料によると次のようである。

〔1〕一吹に合せ銅六貫五〇〇目ほど。これより鋟出鉛一貫目余一枚、鋟出銅五貫目ほど得る。

一日に五吹。小沢荒銅の場合、一日出来銅高一六五斤ほど。

〔2〕　一吹に六貫五〇〇目、ただし屑少々を入れ足す。一日に五吹、急ぐときは六吹もできる。炭は一日に二俵消費する。ただし次成(中位の意か)炭、一俵六貫五〇〇目～七貫目入。

〔4〕　一箱に六貫二〇〇目前後ずつ入っている合せ銅を、一日に五箱五吹する。すなわち一日に合せ銅およそ三一貫目ほど吹き、出銅およそ二四貫九六〇目すなわち一五六斤、出鉛およそ五貫二〇〇目前後。一日に炭二俵を消費する。ただし一俵七貫目入。

〔5〕　一吹に合せ銅六貫五〇〇目ほどを、吹子一挺で吹く。

〔6〕　一吹に六貫五〇〇目、一日に五吹。

〔7〕　一吹に合せ銅六貫四五〇目ほど、一日に五吹。

〔8〕　一吹に合せ銅六貫五〇〇目。ここから正鍰銅一枚五貫二〇〇目、出鉛八五〇～九〇〇目が得られる。一日に四枚吹く。一日に伊予炭二俵を消費する。

〔9〕　平日一日に二〇〇斤、急ぐときには四〇〇斤。

以上を要約すると、一吹に合せ銅を六貫五〇〇目ほど吹き、ここから精銅が五貫目ほど得られる。一日に五吹、すなわち合せ銅二〇〇斤から精銅一五六斤ほど得るというのが、ほぼ共通した数値である。急ぐときは一日に合せ銅四〇〇斤を吹く。

灰吹　南蛮吹で銀を含んで流出した鉛を灰吹床の灰の上に置き、周りを湿灰で囲い乾土板で覆って加熱すると、鉛は灰の中に沈み、銀(灰吹銀)だけが灰の上に残る。「鼓銅圖録」には次のようにある。

銀を取るに先づ灰爐(はいとこ)を作り、天工開物に是を灰池と曰ふ。其の制、篩灰を地上に放ち、凹ましむること徑尺餘を可とし、中央に至りて稍深くす。鉛を安んじて炭火を入る。又濕灰を將(と)りて環築し、堤防の如くす。前に一竇(あな)を鑿り、戸扇を設く。火候を視る爲(ため)なり。而して其の上に乾土板を蓋ひ、濕灰にて其の隙を塗る。然して後、緩々(ゆるゆる)韛(ふいご)を鼓(ふ)く。火熱、功到り、鉛汁漸く灰中に滲入して、底子と爲る。之を留加須と謂ふ。鎔化して復た鉛に還る。則ち世實、凝然として小圓片を成して、中央に在り。此の銀を灰吹銀と名づく。

次の史料は、享和二年七月、大坂屋三右衛門の吹所で糺吹を行った際、灰吹床に故障が起こって正常な糺吹ができなかったため、糺吹師の住友と大坂屋が灰吹大工を同伴して銅座に出頭し事情を説明した中で、正常な灰吹の仕方を述べた部分である。⑦

灰吹之儀者、最初下床を平日入れ置、其上へ灰均し、是を中床と唱へ、猶又其上へ能燒キ候灰を中低ニ均し、上床と唱、眞中へ瓢箪ニ而形を入、其廻りへ鉛を積、土手灰と唱練灰ニ而內輪を塗り立、炭を入置、吹子を以靜ニ吹立候ニ隨ひ、次第ニ上床へ鉛吸込候

第5図　灰吹・灰吹床の図

銀鉛を吹分る図
出鉛を以て灰爐の中へ入
炭火をうす徐かに鎔うし吹けば
鉛は灰の中へ沉ミ銀ばかり
中英にあらはれ出づてまたば
灰吹銀といふ

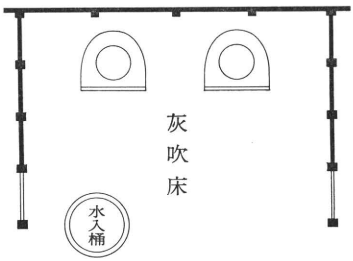
灰吹床
水入桶

處、最早末壹枚くらひニ相成候處を、鍵火箸を以、床內灰吹銀散不申様かき寄候

また〔3〕には次のように説明している。

灰吹と申候ハ、右南蠻吹ニ而鉛ニ銀を含ミ流出候而、壹枚者九百目有之物を六枚合セ一吹ニ仕、灰ニ鉛を吸せ能〻吹しめ申候得者、眞中ニ正銀すハり申候、是を灰吹銀と申候、鉛ハ燃捨り、鉛と灰は一塊りニ成り、釜底の如に相成候、是を一日ニ一火所ニ而二吹宛吹申候

灰吹床一床当り吹立高は、各史料によると次のようである。

〔1〕一吹につき元荒銅（小沢銅）二四〇斤ほど、出灰吹銀二六、七匁ほど、すなわち荒銅一〇〇斤につき灰吹銀一一匁ほど。

〔2〕一吹におよそ鉛七～八貫目、一日に五～六吹。二吹を一挺と言う。炭は長楷と上炭を用いる。

〔4〕大工一人で吹床二挺を用いる。一吹に鉛六貫目ほど。一日に四吹。この元荒銅高七五〇斤。一日上炭二俵を消費する。ただし一俵八貫目入。

〔5〕一吹に出鉛六～七枚ほど、この貫目五～六貫目ほどを吹く。

〔6〕一吹に鉛六～七貫目、一日に二～三吹。

〔7〕一吹に出鉛五貫五〇〇目～六貫目ほど、一日に二吹。

〔8〕一吹に鉛六枚、この懸目五貫四〇〇目、元生野鍰荒銅二〇〇斤分に相当する。ここから出灰吹銀二九匁余、留粕懸目およそ五貫四〇〇目くらい（灰が交るので）。正鉛に吹返すと三歩半減。一吹に土佐上々炭一俵を消費する。

以上を要約すると、一吹に出鉛六枚、六貫目前後を灰吹する。この元荒銅二〇〇斤くらいに当る。合床・南蛮床・灰吹床の吹立高が前述のようだとすると、合床一、南蛮床四～五、灰吹床一を使って、一日荒銅七〇〇～八〇〇斤を処理できるというのが、およその見当であろう。灰吹床一日当りの吹立回数は、右の諸史料では時代が下がるにつれて減少するようであるが、これは鉸物が減少してきて、灰吹床の遊休状態が進んでいるためと考えられる。

灰吹床で灰の中に吸収された鉛（留粕）は鉛床で吹返して正鉛とする。こうして回収されるのは六五％くらいである。

間吹　荒銅のうち銀分の少ないものは、間吹床で加熱・熔解して不純物を除去したのち、少し冷まして表面から皺をとっていく。「鼓銅圖録」の説明は次のようである。

第6図　間吹・間吹床の図

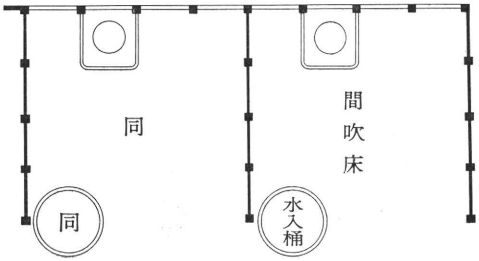

各郡出す所の銅、再び之を洪爐に錬る。既に鎔化し、土滓を去り紅炭を出す。更に籥(ふいご)を鼓(ふ)き、溶汁を扇ぐ。熱勢稍(やや)退くを待ち、水を灑ぎ冷結し、鐵杖を用ひて之を取る。是を再錬銅と爲す。徑(けい)尺餘、厚(あつさ)五分許りにして、爐底漸く小なり。略(ほぼ)皷を取るの法に同じ。

大約一爐(ひとふき)に貳佰伍拾斤許りを受く。日に三爐を鎔して止む。

間吹床一床当り吹立高は、各史料によると次のようである。

〔1〕一吹に一一三斤ほど。一日に別子荒銅六八〇斤ほどを間吹すると六六〇斤ほどとなり、一〇〇斤につき三斤余の吹減である。

〔2〕一日に六吹、七五〇斤の積り。急ぐときは八吹もできる。一日に炭六俵を消費する。一吹に一俵ずつ、吹数に応じて遣す。

〔4〕銅一八貫目ずつ五吹。炭六俵、ただし一俵八貫目入。

〔5〕一吹に四〇貫目ほどを二挺吹子で吹き、少しずつ水をかけて扮取ると、およそ二〇～三〇枚ほどとなる。

〔6〕一吹におよそ四〇貫目、一日三吹。

〔7〕一日荒銅七五〇斤ずつ。

〔8〕一吹に荒銅四〇貫目、吹上げ枚数およそ三〇枚。
〔9〕平日一日七五〇斤、急ぐときには一、〇〇〇斤。

右の諸史料にみえる間吹床一吹当り吹立高、一日当り吹立回数と吹立高を整理すると、次のとおりである。

〔1〕	一一三斤	六回	六八〇斤
〔2〕	一二五斤	六回	七五〇斤
〔4〕	一一二・五斤	五回	五六二斤
〔5〕	二五〇斤	――	――
〔6〕	二五〇斤	三回	七五〇斤
〔7〕	――	――	七五〇斤
〔8〕	二五〇斤	――	――
〔9〕	――	――	七五〇斤

これによると、〔5〕以降一吹の量が増え、回数が減少していることが看取される。

棹吹　南蛮吹または間吹して得られた精銅を棹吹床で坩堝に入れて熔かし、型に流し込ん

第7図　棹吹・小吹床(棹吹床)の図

で固める。「鼓銅圖録」には次のようにある。

再錬銅を將りて、之を爐中坩鍋上に放ち、之を鎔す。側らに一桶の湯を貯へ、方板池を設く。池中に模を置き、模上に厚苧布を布く。銅既に化す。滓を去り火を熄し、湯を池に注ぐ。別に極熱湯、模に盈つ。鑄工、大鐵鋏を執りて、坩鍋を鉗み定め、模上に傾く。先づ湯を灑ぐは、其の激迸を恐るゝなり。水を灑ぐの疾と、坩鍋の裂とは皆激迸を致し、此に因り傷を被り命を殞す者、亦時に之れ有り、畏る可し。既にして水を灑ぎて冷結す。小鐵鋏を用ひ、鉤みて之を取る。一傾、十數枚を成す。長さ七八寸許り、枚重殆ど十兩。約ね十數傾にして盡く。日に十數鍋を鎔して止む。是を條銅と爲す。長崎和市の用に供する者なり。

棹銅一床当り吹立高は諸史料によると次のようである。

〔1〕一吹に四〇斤ほど、一日に一五吹。下地銅六二〇斤ほど、出来銅六〇〇斤ほど。

〔2〕留（坩堝）一盃におよそ六〇斤ほど、一日に一二、三盃、およそ六〇〇～七〇〇斤、急ぐときは、一、〇〇〇斤もできる。炭は一日に四俵ずつ。湯床は三、〇〇〇斤に一枚ずつ、揚湯床と引きかえに遣す。

〔4〕一日に六〇〇斤。炭四俵、ただし一俵八貫目入。

〔5〕一吹に吹子一挺で精銅五～六貫目ほどを留という物へ吹おろし、形へ流す。
〔6〕一吹に一〇貫目、一日に一二吹。
〔7〕一日前棹銅七五〇斤の積り。
〔8〕一吹に九貫五〇〇目ほど焊る。この出来およそ九貫目、この本数およそ一一〇本ほど、一本につき七〇～一〇〇目。一日前日向炭五俵。

一吹すなわち坩堝一杯の量が、〔1〕は四〇斤、〔5〕は三五斤前後、〔2〕・〔4〕・〔6〕～〔8〕は六〇斤前後であり、一日当り吹立高は〔1〕・〔4〕は六〇〇斤ほど、〔2〕は六〇〇～七〇〇斤、〔6〕～〔8〕は七五〇斤ほどである。〔5〕は棹吹・小吹を一括して説明していることを考慮すると、十八世紀の中期から後期にかけて吹立高は若干増えているように思われる。

小　吹（地売銅）　棹吹と同様の方法で丁銅・丸銅・長棹銅などを造る。棹吹のことも小吹ということもある。一床当り吹立高は次のようである。

〔2〕一日に四〇〇斤ほど。炭は一日に四俵ずつ、長炭一俵ずつ遣す。湯床は一、五〇〇斤に一枚ずつ。
〔4〕一日前吹銅三〇〇斤、炭四俵半。

〔7〕 一日前吹銅三五〇斤の積り。
〔8〕 土佐上々炭一日前四俵。
〔9〕 平日一日三五〇～四〇〇斤、急ぐときは六〇〇斤。

一日当り吹立高が棹銅の約半分であるのは、細工物の地金としてそのまま使えるように入念に造るからであろうか。

精錬の方法は、吹屋各家ごとに原理は同じでも多少の違いはあったらしい。安永五年（一七七六）オランダ商館の医師として来日したツンベルグは、その江戸参府紀行の中に棹吹について興味ある記述を残している。⑧

特別な好意により我々の面前で銅を溶かして呉れたが、これは私が使節及び案内の役人に懇願した結果であつた。この溶解法は私の考へてゐたところよりずつと簡單であつた。溶解爐は瑞典の尺度で十乃至十二オーヌ（一オーヌは、地方差はあるが大体一・二メートルくらい――引用者註）⑨位の大きさがあらうか。暖爐に似た竈形のものが壁に面して立つてゐる。この竈の底、床と水平の處に爐があつて、このなかに我々の到着前に既に手動式鞴を使つて銅が溶かしてあつた。同じ部屋のうちの奥の一部分は床がなくて、ここに深

き(さ)半オーヌの長方形の穴が掘つてある。この穴のなかに四角な鐵棒が十本入つてゐるが、各々間隔は指一本程で、各々一つの角稜を地につけて置いてあるので、他の一つの角稜が外に出て、平たい面は外に出ない。この鐵棒の上に帆布を敷く。そしてその重さで自然に鐵棒の下に垂れるやうにされてある。この帆布の上に深さ二プース（一プースは三センチ――同上）[10]位の水を張る。そして鐵の鍬で銅をこの一種の水型のうちに注ぎ入れる。一度注ぐ毎に、長さ四分ノ一オーヌの棒が十本乃至十一本出來る。これを急いで拾ひ上げて更に次のものを注ぎこむ。水は時々更へる。

この年、住友にはオランダ人が吹所を訪れたという記録はなく、ツンベルグはどこか他の吹屋を見たのであろう。棹銅の型の上に布を敷き、型とともに水中に沈めてその上に熔けた銅を注いで固まらせるという基本的な方法は共通している。型を沈める池がツンベルグの見た方が住友のもの（第七図参照）より大分深いようである。型の上に敷く布を、住友の史料で湯床と呼んでおり、この語は貞享四年（一六八七）の史料に見られるので、このような方法は相当早く、恐らくは大坂の吹屋の最初のころから行われていたのであろう。

秋田藩は、安永初年米代川中流の籠山に吹分処（銀絞所）を設け、秋田銅の南蛮吹を行って灰吹

銀を取得するようになった。この籠山銀絞所の仕法は「山要録」[11]（天保十一年九月編纂）に詳しい。いま同書によって参考のために南蛮吹の吹立高などをみると次のようである。

合　吹　一吹につき荒銅二個（三二貫四〇〇目）と鉛八貫目を吹合せ、合銅三六貫目余ができる。これは南蛮吹六吹分になる。吹炭九貫目。以上が一吹で一日に五吹。大工一人、吹子差一人、水汲は一人で合床三床を兼ねる。

南蛮吹　一吹につき合銅六貫目。これより絞銅一枚四貫五〇〇目ほどと実鉛一貫〇五〇目が得られる。吹炭二貫八〇〇目。以上が一吹で一日に五吹。大工一人、吹子差[12]一人、水汲は一人で南蛮床一六床を兼ねる。

灰　吹　一吹につき実鉛五枚（五貫二五〇目）。これより滴り銀三一匁二、滴り鉛五貫二一六匁八ほど得られる。吹炭一貫五〇〇目。以上が一吹で一日に四吹。大工一人、吹子差一人。

鉛　吹　一吹につき溜鉛二五貫目。これより正鉛一六貫二〇〇目が得られる。吹炭一二貫五〇〇目。一日四吹。大工一人、吹子差一人。

右の数値によると荒銅一個一六貫二〇〇目（一〇一・二五斤）から、絞銅一三貫五〇〇目（八四・三七五斤）、灰吹銀一八匁七二が得られ、また吹き合せた鉛四貫目は二貫〇二八匁三が回収でき、燃

第1表　吹所の職人の構成

年次	大工	吹子差	手伝	計	出所
享保 6	34人	41人	44人	119人	「諸用年々留」4番
〃 7	31	31	53	115	同上
文政 3	18	21	36	75	「年々記」
安政 5	18	31	32	81	同上
万延 元	15	38	29	82	同上

鉛一貫九七一匁七すなわち一二斤三二となる。

ところで近世を通じて精錬技術の上に何らかの変化を見出すことができるであろうか。先にあげた史料〔1〕～〔9〕は寛延元年（一七四八）から天保十五年（弘化元、一八四四）にわたっており、その中にいくつかの変化を読みとれるものの、それを技術上の変化と結びつけて理解するにはなお準備が必要である。その他の手がかりとして、吹所の職人の構成を享保六年（一七二一）から万延元年（一八六〇）にわたって知ることができ（第一表）、そこにもある変化を見出せるように思う。

各床の大工と吹子差の数は、前述のように合床・南蛮床・小吹床が大工・吹子差各一人、灰吹床・間吹床が大工一人、吹子差二人であった。急ぐときは吹子差を増員して吹立高を増やすのである。灰吹床は大工一人で二床扱うので、吹子差が二人いたらしい。間吹床は、同じく銅を熔かす他の床に比べて一吹当りの量が多く、また不純物を除去するため強い火力が必要であり、そのため吹子差が二人いたのであろ

第2表　吹床・吹大工の構成

年次	合床	南蛮床	灰吹床	間吹床	小吹床	屑吹床	鉛床	正味床	計	出　所
享保 6	*3*	*13*	*2*	*8*	*8*				*34*	「年々諸用留」4番
〃 7	*3*	*10*	*2*	*8*	*8*				*31*	同上
寛延元	1	5	3	5	6	*2*			*22*	「銅山並銅商賣覺帳」
宝暦13	*1*	*7*	*1*	*6*	*6*				*21*	「銅方公用帳」2番
明和 2	2	10	4	4	8	2	1		31	同上 3番
〃	(1)	(6)	(3)	(4)	(5)	(2)	(1)		(22)	同上
文政 3	1	7	2	2	7	1	1		21	「年々記」
〃	*1*	*6*	*2*	*2*	*6*	*1*			*18*	同上
嘉永 4	*2*	5	*2*	4	7				20	同上
安政 5		*4*	*2*	*5*	*7*				*18*	同上
万延元	*1*	*4*	*1*	*4*	*5*				*15*	同上
文久元	1	7	1	4	7	1	1	1	*23*	第2図の絵図

注）　斜字体は大工数を示す。　明和2年（　）内は休床を除いた数字。

う（史料〔5〕には「二挺吹子」とある）。

吹床の構成は第二表のように推移している。第一・二表とも、吹所の経営状況を反映する史料でもあるが、それについては後に触れることにして、ここでは技術上の問題に関係する範囲でみていきたい。第一表でまず気付くのは、幕末になると吹子差の数が大工に比べて著しく増えていることである。万延元年の数字は、江戸城本丸御用瓦下地丁銅の吹立に関連する史料なので、平常より多いことも考えられるが、安政五年の場合そのような特別の事情は見受けられないので、このころになると吹子差の増員が日常化して

第3表　吹所の休日

月	休　　日	休日数	備　考
正月	朔～4　7　10　15　16　25	9	5日吹始
2月	朔　初午　15　22　晦	5	
3月	朔　2～5　21	6	
4月	朔　8　17	3	
5月	2～7　16　28	8	
6月	朔　18　晦	3	18日祭礼
7月	7　11～17　24	9	
8月	朔　15	2	
9月	6～11　16　18	8	18日祭礼
10月	朔　初亥子　15	3	
11月	朔　6～10　15	7	
12月	朔　13　25～晦	7又は8	24日限り
計		70又は71	

出所）「年中休日定」（天保2年5月），「年々記」所収

いたとみておきたい。ただそれが単純な意味で吹立高を増すための措置であったのか、技術や労働力の質的な変化と結びついたものなのかは今後検討を要する。

間吹床の一吹当り吹立高、吹子差の数の推移は注目される。前述のように史料〔1〕～〔4〕では一吹当り一一二～一二五斤くらい、〔5〕になると二五〇斤に倍増している。すなわち十八世紀末には一吹二五〇斤、一日三吹七五〇斤が標準になったのである。吹子差は享保六、七年は一人である。宝暦・明和の交では二人になっている。文政三年は二人、天保十五年（弘化元）も平日は二人である。嘉永五年江戸城西丸御用瓦下地銅を

吹いたときは三人、万延元年も三人である。享保ごろの吹立高が不明であるのをはじめ、全体にまだ史料が少ないが、一吹当りの吹立高を増して回数を減し、燃料の効率を高めるなどの改善がはかられていたことが推測されるのである。

最後に吹所の稼動日数について述べる。第三表は天保二年(一八三一)銅吹屋から銅座(推定)へ届け出た休日の定(泉屋の分)を表示したものである。泉屋と他の四軒(当時)の吹屋では吹始と祭礼の日取りに若干のずれがあるが、それ以外は共通している。この「年中休日定」によると年間稼動日数は約二八〇日余りになるが、風の強い日は防災のため休むので、実際は二八〇日くらいらしい。一般に概算の際は年間仕事日を二八〇日としている。

註

① 南蛮吹にかけるかどうかは、南蛮吹の経費と、それによって得られる灰吹銀との兼合いによるので、年代によって基準が変化している。

乍恐口上

一諸山荒銅之内、出灰吹銀七匁以下間吹物ニ相定候儀被爲成御尋奉畏候、則左ニ

一寛保三亥年、灰吹銀荒銅百斤ニ付六匁以下間吹物ニ御定法之所、寶暦十辰年より、灰吹七匁以下間吹物ニ相成候定例相極申候

右者明和三戌年十月、荒銅間吹物ニ御(ママ)被成候定法年數御尋ニ付、其節奉申上候

右之通御尋ニ付、此段以書付奉申上候、以上

銅吹屋惣代

(嘉永二)
西八月廿日　富屋彦藏

熊野屋彦太良

銅座御役所

（「年々記」嘉永二年八月二十日の条）。

なお吹所の記録に「年々記」「年々帳」と題する次の八冊がある。

「年々記」寛政二～享和元　「年々記」享和二～文化四

「年々帳」文化五～同十二　「年々帳」文化十三～文政二

「年々記」文政三～同八　「年々記」文政九～天保二

「年々記」天保三～嘉永元　「年々記」嘉永元～文久二

本稿では「年々記」と総称することにし、例えば「年々記」某年某月某日の条等と註記することにする。

② 「年々記」文政八年九月二十九日の条。

③ 「銅方公用帳」三番、明和二年三月の条、「年々記」天保十五年八月八日の条。

④ 三枝博音編『日本科学古典全書』第九巻、朝日新聞社、昭和十七年。昭和五十四年覆刻版第四巻。

⑤ 画図筆者丹羽桃溪が享和二年から三年にかけて住友本家を訪ねている。小葉田淳「住友修史室所蔵史料について(続)」(『住友修史室報』第二号、昭和五十三年十月、なお『古文書研究』第十五号に転載)。

⑥ 「御用諸山銅糺吹留帳」

⑦ 「年々記」享和二年七月二十八日の条。

⑧ 『ツンベルグ日本紀行』(『異国叢書』所収、雄松堂書店、昭和四十一年改訂復刻版、一九一～二頁)。

⑨⑩ ラテイス編集兼発行『新編単位の辞典』昭和五十三年、新編増補第三刷。

⑪ 社団法人日本鉱業会所蔵。小葉田淳先生の御好意により写真版を借覧させていただいた。

⑫ 原史料には吹子貳拾壹人とあるが、恐らく誤写であろう。

『江戸科学古典叢書』1、恒和出版、昭和五十四年改訂二刷。

四　吹所の職人

銅の精錬作業は高度の熟練と細心の注意を必要とし、また高温・重量の銅や鉛などを扱う過酷な作業である。それゆえ職人の技能は高く評価されてもいた。次の史料は文政三年（一八二〇）十一月、銅吹屋仲間が銅座役所の下問に応じて書上げたもので、職人の賃銀や雇傭形態などがよくわかる。①

覺

一合吹大工壹人賃銀一日前　三匁
一同吹子差右同斷　壹匁五分
　但荒銅一日前千斤宛吹方仕候
一間吹大工壹人賃銀一日前　三匁六分
一同吹子差右同斷　貳匁壹分
　但一日前荒銅七百五拾斤ヅヽ吹方仕候
一南蠻大工壹人賃銀一日前　三匁貳分五リ

一同吹子差右同斷　　九分

但合銅六貫四百五拾目程ヅヽ、五吹ニ一日分吹方仕候

一灰吹大工壹人賃銀一日前　　壹匁八分

一同吹子差同斷　　七分

但出鉛五貫五六百目ゟ六貫匁程貳吹ヅヽ、吹方仕候

一小吹大工壹人地賣方賃銀一日前　　五匁貳分五厘ヅヽ

一同吹子差右同斷　　貳匁六分貳厘五毛

但一日前吹銅三百五拾斤吹方仕候積り、是ハ日〻吹立ニ應し相渡候

一同御用棹銅吹方賃銀大工壹人一日前　　六匁三分七厘五毛

一同吹子差右同斷　　三匁壹分九厘

但一日前棹銅七百五拾斤宛吹方仕候積り、是も日〻吹方ニ應し相渡候

一仕屑吹大工壹人一日前賃銀　　三匁六分

但壹日分仕屑目方五拾貫目吹方仕候、合・間吹大工吹方仕候

一同吹子差右同斷　　壹匁八分

但右同斷合・間吹差吹方仕候

右吹大工は賃銀之外三食此方ニ而相賄遣し、幷前貸手當等いたし遣シ、年來召抱置候、且又吹子差は、一ヶ年究ニ召抱申候

一ゆりもの師一日賃銀　　貳匁

一留師右同斷　　壹匁五分

一手傳賃銀之儀は、働方甲乙幷年を重情實ニ相働候者ハ、賃銀迄ニ增方等致遣候ニ付、一日分壹匁ゟ壹匁七分位迄不同御座候

右ユリもの師・留師・手傳之內ニも年來抱切ニ仕候者も有之、又者壹ヶ年究ニ仕候ものも御座候、何れも三食共此方ゟ相賄遣し候、右之內ニハ前貸銀いたし遣候ものも御座候

右之通御尋ニ付奉申上候、（下略）

（文政三年）
辰十一月十七日　　銅吹屋中

銅座
御役所

これによると灰吹大工と同吹子差の賃銀だけが大分低いが、一日の吹立高もこの史料のは少ない。文政七年の灰吹床雜用では、大工賃銀は三匁六分である。②

ところで天保六年（一八三五）、大工・上屋根葺・畳さし・上左官・建具職の賃銀は、平時三匁、災害時等は三・三匁、飯料はこの外で一・二匁とされる。③また三井越後屋京本店出入の大工の手間は、安永二年（一七七三）から文久三年（一八六三）まで二・九匁、同じく左官は安永六年から文久三年まで三匁である。④これら建築関係の職人に比べて、吹大工は高い評価を受けていたことがわかる。

次に住友の手代の給銀と比べるとどうであろうか。第四表は別子銅山の手代遣（給銀）を表示したものである。銅山の手代の大半は大坂の本店から派遣された者であり、将来他地へ転勤する可能性があり、したがって給銀の水準は大坂と大体同様と考えられる。なおここに上期だけを表示したのは、人員の移動があるため下期と合わせても給銀の正確な分布を摑みにくいためである。

次に第五表に吹大工の賃銀を表示した。一日分の賃銀が判明するので、第四表と比較するため年間仕事日二八〇日の半分を半年分として算出した。これらによってみると、大工の賃銀は上級の手代に匹敵し、一般の手代よりかなり上位に位置付けられていたといえよう。

このように高く評価される技能の持主である吹大工は、前掲の史料にもあるように、長年にわたって勤める者が多く、さらにその職は世襲されることも少なくなかった。技術の伝習はこのよ

うな被傭者においても世襲と表裏一体であったといえる。

第六表は文政三年（一八二〇）と万延元年（一八六〇）の吹大工の名前を表示したものである。四〇年を隔てて同じ名前五人を数えることができる。寛政から幕末にわたる吹所の記録「年々記」の中に、職人の進退に関する記事が載っており、第六表はその記録によるものであるが、それらの記事によって文政三年に名前のみえる大工の進退や名前の継承の仕方などを紹介しよう。

南蛮大工八郎兵衛　文化二年十一月、手伝常次郎が南蛮大工八郎兵衛跡を相続、三年間弟子大工を申付けられる。この八郎兵衛は文政七年十月休息、同八年

第4表　別子銅山手代給銀　（明和2年上期）

給銀	人数
匁 1,678	人 1
409	2
239	5
108～209	14
100未満	18
合計　6,769	40

出所）「銅山帳」，ただし匁未満切り捨て。

第5表　吹大工賃銀　（明和2年3月）

種類	1日分	半年(140日)分
	匁	匁
合吹	2.55	357
南蛮吹	3	420
灰吹	3.6	504
間吹	3.6*	504
棹吹	5.4	756
小吹(地売)	4.5	630

出所）「銅方公用帳」3番。　飯代は賃銀の外。
＊は明和元年の数字。

第6表　吹大工一覧

文政3年	万延元年
合大工	合大工
卯兵衛	与惣七
南蛮大工	南蛮大工
八郎兵衛	八郎兵衛
彌七	伊八
茂兵衛	茂兵衛
次郎兵衛	幸助
源次郎	
作次郎	
灰吹大工	灰吹大工
爲七	金兵衛
太次郎	
間吹大工	間吹大工
重兵衛	善六
嘉七	清次郎
藤七	金藏
	萬助
棹吹大工	小吹大工
平兵衛	銀兵衛
伊兵衛	藤七
忠兵衛	治兵衛
善七	治助
地売大工	市藏
次助	
市藏	

出所）「年々記」

九月病死した。八郎兵衛の名前はその後弘化二年、嘉永五年、さらに万延元年にもみえるが続柄は未詳である。

南蛮大工彌七・源次郎　文化十三年正月、南蛮大工彌七の弟源次郎が弟子大工となる。源次郎は文政二年四月本大工となる。彌七は同七年十二月に病死。

南蛮大工茂兵衛　天保三年十一月、手伝太助が南蛮大工茂兵衛の養子として弟子大工となり、これまでどおり二人で床前一軒を持つ。安政六年十一月、南蛮大工茂兵衛は退役、悴長四良（改茂

兵衛）を弟子大工に申付け、茂兵衛（改太二郎）は手伝として召抱える。

南蛮大工次郎兵衛　文化十二年正月本大工となった次郎兵衛が第六表の人であろう。文政十二年五月、合吹間吹仮大工を申付けられる。天保四年十一月、南蛮大工次郎兵衛病気につき隠居、養子次八（改次郎兵衛）が南蛮弟子大工を申付けられ、同八年十一月本大工となる。

南蛮大工作次郎　文化十三年正月弟子大工となり、文政元年十一月本大工となる。

灰吹大工爲七　文化十四年二月、鉛大工爲七は、灰吹大工太次郎跡の助役を申付けられる。文政五年十一月、灰吹大工爲七悴正次郎（灰吹大工太次郎の吹子差）死去。翌六年八月爲七病死。天保八年十一月、手伝平藏（改爲七）が灰吹弟子大工を申付けられる。

灰吹大工太次郎　文化十一年二月、灰吹大工太次郎死去、悴槌五郎幼少につき鉛大工爲七へ助役を申付け、追って槌五郎成長の上取立てることになる。文政三年第六表に灰吹大工太次郎の名がみえ、文政四年十一月、太次郎は灰吹本大工となる。天保三年十一月、手伝利八悴に、灰吹大工太四郎の養子として弟子大工を申渡す。同六年十一月、太四郎は本大工となる。同七年十一月、灰吹本大工はそのままに「間吹仮大工太四郎事弟子大工」を申渡され、同十年十一月本大工となる。弘化二年六月にも太四郎の名がみえる。

間吹大工重兵衛　寛政十二年七月、間吹大工重兵衛老年のため、養子安治郎へ相続の願が聞届けられ、安治郎は向こう三年間弟子大工、その後本大工のつもりとされる。天保七年八月間吹大工重兵衛休息、床前跡は間吹大工善六の弟治兵衛の仮持となる。同年十一月、次兵衛は弟子大工となり、同十年十一月本大工となる。弘化二年六月、大工の中に治兵衛の名がある。万延元年小吹大工の治兵衛との関連はつまびらかでない。

間吹大工嘉七　文政六年十一月、合吹弟子大工を申付けられる。

間吹大工藤七　享和元年五月、小吹大工藤七の名がみえる。同二年正月藤七が病死し、跡式を縁者で小吹大工善七の吹子差を勤めていた寅治郎が相続した。文化十一年九月、小吹大工備後屋藤七が事故死。翌十二年正月養子捨五郎が弟子大工となる。文政二年五月と同三年九月に、小吹大工備後屋藤七が事故で負傷した。吹所での事故はそう度々は起きていないのに、よくよく不運な一族である。藤七は回復後間吹大工に転じて第六表に現れ、文政十年ごろさらに合大工に転じている。天保三年四月、合大工藤七の悴宗七が合吹弟子大工を申付けられ、翌四年十一月に小吹弟子大工になっている。天保九年十一月、手伝龜藏が小吹大工藤七の養子として弟子大工を申付けられている。宗七と龜藏は義兄弟の関係になるのか、あるいは宗七が藤七を襲名していて龜

藏とは親子関係になるのだろうか。藤七の名前は弘化二年、嘉永五年にもみえる。安政六年十一月、嘉兵衛(改藤七)が弟子大工を申付けられている。万延元年の藤七はこの人であろう。

棹吹大工平兵衛　享和元年五月、小吹大工平兵衛の名がみえる。文政六年二月休息を申渡され、毎月一斗五升の扶持米を支給されるようになったが、天保元年五月、布屋四郎兵衛(南部御用銅吹方新職)のために諸事伝授したという聞えがあり、不埒の故をもって、扶持米の支給と出入をさし止められた。

棹吹大工伊兵衛　享和元年五月、小吹大工伊兵衛の名がみえる。文化十四年五月、伊三郎が小吹弟子大工を申付けられて伊兵衛を襲名。文政三年の伊兵衛はこの人で、同六年十一月小吹本大工となる。弘化二年にも名前がみえる。嘉永元年十一月願により暇。跡床前は平藏へ見習を申付け、追って本大工となるはずであった。平藏は弘化二年、手伝のうちにその名前がみえる人物であろう。

棹吹大工忠兵衛　天保四年二月、小吹大工大坂屋忠兵衛が怪我の療養中に急病で死亡。同年十一月、手伝善兵衛が小吹忠兵衛を襲名して見習となる。

棹吹大工善七　享和元年五月、小吹大工善七の名がみえる。文化十二年正月、悴善之助が弟

子大工となる。文政六年十一月、善七（後継者）が小吹弟子大工を申付けられる。もっとも善之助とは別人である。同十年二月には善七は小吹本大工となる。

地売大工次助　文化二年正月、地売大工次兵衛の実子甚七（改次助）が地売大工に取立てられ、父とは別に新しく一床前の吹方を勤めることになったが、三年間は弟子大工の心得と申付けられる。なお父次兵衛は同十四年五月休息、悴伊介が弟子大工となる。弘化二年、嘉永五年、万延元年に治助の名がみえるが、何時のころか名前の継承が行われたと思われ、嘉永元年十一月、次助が地売本大工を申付けられたことがみえる。

地売大工市蔵　天保八年十一月、地売大工市蔵が弟子大工から本大工になっているのは、文政三年の市蔵の後継者であろう。

このように、文政三年の大工一八名のうち一二名に関して、その先代から、あるいは次代以後にかけて襲名・相続していることが判明した。後継者には実子や縁者あるいは養子がなる場合が多い。後継者となる者は、若年から手伝・吹子差として修業し、弟子大工を三年間勤めて本大工となる。弟子大工になれば床前一軒を持つ。技能が重視されるから、手伝の中から後継者を選んで養子にすることも少なくなかったに違いない。

職人は吹屋の被傭者ではあるが、吹大工は吹屋の経営内部で一定の世襲的な地位を主人から認められ、吹子差や手伝も長年にわたって勤める者が少なくなかった。このように大工職を中心にした強い結合関係を持つ職人たちは、店の手代が暖簾内の構成員であるのとは異なって、主人を異にする職人の間の横の結合においても強い団結力を持っていた。寛保三年（一七四三）に起こった賃銀をめぐる吹屋と細工人との対立の経過をみていくと、細工人の結合の様子がはっきりと示されている。

元文元年の金銀貨の改鋳に伴い、同四年（一七三九）五月から賃銀を七割増（うち二割は米穀高値のため三年間の時限措置として）にしたが、寛保三年正月に時限措置を解除して享保期の五割増としたところ、同年五月、惣細工人から吹屋惣旦那中に宛てて、次のような願書がさし出された⑤。

乍憚口上書を以御願奉申上候

御吹方細工人共

一私共御吹方細工被仰付、作料被下置候付渡世仕、妻子共養罷過候、然所近年米穀諸色高直付、家内過兼申候處、御吹方旦那衆中様方御憐愍を以、作料増銀被下置、妻子共之困窮是迄凌、難有存罷在候處、去年諸國豊年ニ而ニ而(衍)、少々米穀何角下直ニ相成可申哉と

大慶存居申候處、無程米穀又〳〵高直罷成、其上作料增銀、去ル極月御取上被爲遊候付、家內難立及難儀申ニ付、當三月作料御了簡之御願奉申上候得とも、未何之御申渡も無御座迷惑仕候、元來私共、若年之比ゟ御吹方細工ゟ外ニ渡世之筋覺無之者共御座候得ハ、御旦那衆中樣方之御憐愍ニ洩候而ハ、必至と及渴命候者共ニ御座候得は、何卒御慈悲之上、是迄之作料ニ三割上ケ之積ニ賃銀被下置候而、永〳〵御召遣可被下候、增銀と申候而は、年賦切候節又〳〵御願申樣相成候而氣のとく奉存候間、私共願之通、是迄之作料ニ三割上賃銀被下置候ハヽ、廣太之御救難有可奉存候、以上

寬保三亥年五月　　惣細工人中

御吹方
惣旦那衆中樣

細工人の要求は、米穀の値段は一時落ちついたものの再び上昇しはじめたので、一時的な增銀ではなく作料を三割上げてもらいたいというのである。

この願書が出されたのは五月二十日ごろである。埒が明かないので、細工人は銅会所へも願書を出し、吹方を休むことになった。六月十四日になって銅座役所が吟味を行ない、細工人に対し

て作料の願は聞届けるから細工に取りかかるよう指示し、細工人もこれに従った。ところが何も進展が見られないため、細工人は再び吹方休止の構えを示し、八月五日、細工人から銅座へ願書を提出した。それに対して吹屋は、次のような形で一応の結論を出した⑥。

乍憚書付を以申上候

銅吹方細工人先達而銅座ニ被召寄候拾六人之者共ゟ、書付を以銅座ニ願書持参申候、其文言ハ銅座ゟ被仰渡候御用銅吹方差支させ候儀、不届ニ思召され候間、吹方ハ無滞相勤、細工賃銀を吹屋ニ對談致候得と被仰付候ニ付、奉畏、細工人惣中ニ申聞せ、吹方ハ御下知之通相勤候得共、細工賃銀之儀、吹屋衆中ニ願候得共、細工賃銀之儀聞届無之難儀仕候間、賃銀之儀吹屋中より増銀被呉候様ニと、銅座ゟ吹屋中ニ被仰付被下候へと申出候、銅座ゟ御返答被成下候ハ(ママ)、、細工賃銀之儀吹屋銘々ニ對談致候へ、於銅座賃銀之儀否難被仰渡之旨ニ而、右願書ハ細工人ニ御戻シ被成、御取上ケ不被下候得共、此後又々願出可申哉、萬一御番所ニも願出可申哉、其段難計被思召上候間、吹屋中示合、細工人共ニ納得も仕、彼是不申出様ニ取計候へと被仰渡奉承知候、依之御請書左ニ奉申上候

一細工賃銀之儀、往古ゟ定賃銀御座候而、吹屋中之内ニも少々之賃銀不同御座候得共、大

概同様之儀ニ御座候、享保年中古銀之賃銀定ニ、元文元年新銀成候節、五割増賃銀立候御事

但其節ハ、世上之直上り大概三割上りニ候得共、細工人共彼是申候ニ付了簡仕、五割増ニ致遣候御事

一元文四年未六月ニ至り、銅座ゟ御用銅斤高相嵩、御渡被下御用銅吹方御急之段被仰渡候節、細工人共彼是難澁申候而願出候ハ、米穀高直、其上銭相場壹貫文ニ付貳拾貳匁餘仕候而難儀ニ候間、銭相場拾八匁位ニ相成候迄之間を、賃銀相増呉候得と達而願候ニ付、御用吹方差支候而ハ氣之毒ニ奉存、右五割増之外ニ貳割相増、古銀定ニ七割増ニ致遣シ、未年七月ゟ申酉戌年暮迄三ヶ年半之間、七割増之賃銀拂候御事

一當亥年春ゟハ、右貳割不時之増銀相止メ、前々古銀定ニ五割増之通りニ賃銀相拂候儀ニ御座候

但銭相場も酉三月比ゟ直段下り、拾五匁ゟ拾八匁位ニ相成候ニ付、臨時ニ増遣候分、約束之通りニ相止可申段申聞せ候得共、段々斷申出候ニ付用捨仕、延引仕候、然者夥敷失墜ニ相成、私共も難儀仕候ニ付、右之通當春ゟ不時ニ増遣候分ハ相止メ候儀

ニ御座候御事

一右細工人ニ賃銀遣候外ニ、細工人之働方幷細工上手下手之品ニより、前借銀貳百目ゟ壹貫目位迄、吹屋銘々了簡ニゟ借シ渡シ申儀御座候、尤細工人之内病死又ハ相煩候ものハ、右前借之内返濟之儀も、右之外ニ其人相應ニ心を付遣申候、依之賃銀計ニかゝわり申儀御座有間敷と奉存候

一於吹屋雇召遣候素人之者を細工人ニ取立申もの多御座候、尤細工仕舞候内、或ハ吹減多ク相立、鉛之もえ捨り多、灰吹銀之出方無數旁ニ而、吹屋銘々失墜御座候得共、其段不顧、細工人ニ取立申もの多御座候得ハ、細工人仲間と申候而一手ニハ無御座候、殊ニ外様細工人者、吹屋銘々ニ而了簡次第ニ抱申儀ニ御座候ニ付、細工人仲間と申儀無御座候處、近年ハ徒黨仕候而、細工人仲間を取立、彼是願出候御事

但右細工人仲間取立候儀ハ、吹屋中之爲を存知、尤細工向手支無之様ニ、吹方萬事麁抹も不致儀を申合候仲間ニ候と、細工人共申居候由及承候得共、近年惣細工人一統ニ申合、賃銀願出、又ハ申合細工ヲ引、家々ニ而も我まゝ申族多御座候而、不届奉存候御事

一當六月八日ゟ、細工人共吹屋中ゟ賃銀増之了簡不仕候由ヲ申立、細工ニ人(脱文アルカ)之内十六人被召出、急度被仰渡被下、御用銅之吹方ハ無懈怠相勤、賃銀之儀ハ、吹屋銘々ニ相對致候様ニと被仰付候ニ付、細工人共御請申上、同十六日ゟ細工ニ罷出相勤申候、賃銀増之儀、吹屋中ニ細工人共願出候得共、右申上候通ニ御座候故、此節賃銀増せ候儀ハ難仕候ニ付、吹屋中申合、賃銀之前借シ、節季毎細工人之相應ニ了簡を以前借シ仕相勤させ候儀ニ御座候

一當八月五日、右拾六人之者共、銅座ニ書付を以御願申上、細工賃銀吹屋中了簡無之、難儀仕候由申出候得共、先達而被仰渡候趣ニ而御取上ケ不被成、賃銀之儀ハ、吹屋中銘々相對仕候様ニと被仰渡候間、其旨吹屋仲間之者承知仕、自今銅座へ願ニ罷出候儀、筋違之儀ニ被思召、又ハ御番所へ願ニ出候も難知候間、其心得も仕、吹屋中銘々了簡一統ニ示合、難澁無之様取計申様ニと被仰渡奉畏候、以上

月　日

吹屋中か
名代連判か
御好次第ニ而候

銅座御役所

これによると、旧賃銀の五割増にさらに二割増という上積みをしたのは、吹高が嵩んで多忙だった上、米穀が高騰し銭相場も高かった（細工人の賃銀は銀立て、銭払いであった）から臨時にしたまでで、所定の期限が過ぎ、銭相場も落ち付いたので廃止した。細工人へはこれまでも前貸銀をしており、病気・死亡などのときは相応の配慮もしている。また技術には上手下手があるので一様には扱えない。増銀の願いは聞きいれ難いので、節季ごとに「細工人之相應ニ了簡を以」て賃銀の前貸しをしたい。この問題は吹屋それぞれ相対で解決するようにという銅座の指示に従い、吹屋仲間で解決に努力するというのである。

このように細工人たちは「細工向手支無之様ニ、吹方萬事麁抹も不致儀を申合」せて仲間を結成し、賃銀問題では銅座に願書を出すまでの行動力を示している。細工人は特定の吹屋に長く束縛されない存在で、銅吹の技術の練達が吹屋の主導では十分には行えない様子が窺われ、細工人仲間の大義名分は、単なる名目だけではなかったのではないかと想像される。もっともこのような仲間としての動きはその後必ずしも顕著にはあらわれていない⑦。

住友の吹所における大工職世襲の例は、史料上の制約から十九世紀以降のものに限られているが、大工という仕事の世襲は、同様に熟練を要する技術者である銅山の掘大工や床大工の例を念

頭に置くと、かなり早くから始まっていたものと思われる。大坂の吹屋仲間が固定し、産銅高が減少するのにともなって、渡りの吹大工が減少し、吹屋内部で大工職の世襲が一般化していき、それとともに細工人仲間としての動きが弱くなっていったのかもしれない。そうだとすれば、次章にみるような住友の吹所の改革は、単に一吹屋の経営刷新という以上の、近世の銅精錬業の歴史上の一転換と結びついたものといえよう。

註

① 「年々記」文政三年十一月十七日の条。
② 「同右」文政七年九月の条。
③ 中部よし子『近世都市社会経済史研究』晃洋書房、一九七四年、二〇六頁。
④ 三井文庫編『近世後期における主要物価の動態』日本学術振興会、一九五二年。
⑤⑥ 「銅座要用控」七番
⑦ 宝暦十二年二月十二日、銅吹屋仲間から、町奉行宛に「銅細工人共仲間を定、年寄役相極度旨願出候ニ付、私共仲間ニ差障」の有無を尋ねられた返答として「差障之儀無御座」と上申している（「銅方公用帳」二番）。ただし、この場合の銅細工人は、銅薬鑵その他の銅製品を作る細工人かもしれない。

五　吹所の店制

吹所には専任の手代が配置されて事務を執った。その職務の内容は、宝暦十一、二年（一七六一、

二）ごろ整備された「吹所勤方諸仕格」①によく示されている。寛延・宝暦期には住友家で家政の改革が行なわれ、家法・店則の整備や本店決算の実施などがあったが、吹所においても、寛延三年（一七五〇）成立（推定）の「覺」、翌宝暦元年閏六月の「覺」、同年七月の「加書」には、従来のやり方を改め、または慣行を成文化する改革的な性格が認められる（いずれも巻末の付録所収）。それから一〇年余りのちの「吹所勤方諸仕格」は、日常の業務に即した詳細な規定で、業務内容がよくわかり、またこの間に改革の深化定着したことが窺われる。その改革の原則が、吹所内部の主導権を職人から手代にとりもどすことにあったことも了解されよう。次にその規定を示そう。

吹所勤方諸仕格

一火之用心第一ニ心掛可申事

一不寝番貳人、夜八ツ時代りニ而、是迄手傳之內より相勤來候、夜分ハ右貳人ニ裏方を打任せ在之事ニ候間、吹所店ニ相詰合候者より、右番人出入共念入相改可申候、勿論右番人を使ニ出シ候事可爲無用候事

一大工ニハ、銘々受持之床前在之候間、其日〳〵の仕事相仕廻候ハヽ、別而火之元念入候様可申付事

一毎日吹方仕廻候ハヽ、手代分銘々掛の床前者不及申、惣裏火之元念入相改可申事
一吹所入口ハ出入繁候間、店明不申様交代ニ相詰、晝夜共出入念入相改可申事
一仲間中申合之條々猥無之様、急度相守可申事
一此度吹方一件元帳一冊、名代人ニ相渡候條、銘々役掛り之儀ハ手帳ニ寫取、日用相辨可申候、勿論裏方諸作法等ハ、右元帳之條々を以、猥ニ成行不申様可致差配事
一毎朝六ツ時より表門口を開候而、銘々吹方役掛り之場所ニ相詰、夫々定之出前銅相渡、惣吹方床數・人數等致吟味可申事
　但裏吹方役懸之者、毎日吹方仕廻迄ハ裏番所ニ相詰、不絶床前を見廻り候而、吹方善惡ハ不及申、不作法無之様可致差圖候、吹方諸帳面此所ニ而附入候而、其晩〳〵ニ持歸り可申候、裏相仕候ハヽ、不殘吹所店ニ相詰メ可申事
一吹所東路次より銅・炭出入いたし候節ハ、手代分之者罷越、荷數念入相改可申候、勿論銅船積、別子銅水上之節ハ、別而念入相改可申事
　但棹銅船積之節ハ、上荷船頭之致顔付、箱數・札數念入相改可致船積事
一銘々役割申付置候者ハ、棹銅箱詰之節ニ而も日用手支候故、難取欠キ候間、以來ハ手明

キ之手代・子供不殘罷越箱詰可致手傳候、其外平生共裏方ニ入込、吹方見習せ候様心掛ケ可申事

一吹屋ニ相勤候者不心掛ニ而、吹方之仕格をも不存候てハ、却而大工・手傳共ゟ差圖を請候様ニ相成、下知不相用、おのつから遠慮勝ニ罷成候故、萬端ニ付不見當損失可在之と被存候條、以來ハ吹屋勤之者、子供之内より吹屋役義申付、見習せ置可申事

この八カ条に続いて、今後は吹所詰めの店員を増員して受持ちの役目を申付けることとし、役目とそれぞれの職務内容を詳しく記してある。役目と仕事の内容を簡単に示すと次のとおりである(原文は巻末の付録に収めた)。

吹屋仲間名代・助役　吹所の首席と次席である。長崎会所や仲間寄会への出席・届出など。

灰吹銀・秋田銅請払の管理、炭・銅の値段の決定。職人の勤務状況の掌握。銭払帳の管理。蔵の鍵の管理。

合吹方・鍛吹方・灰吹方、間吹方・別子蔵方、小吹方・地吹方　各吹方の原材料・製品の管理。毎朝職人へその日使う分を渡し、でき上りの具合を詳しく点検し、関係帳簿へ記入する。

炭方・湯床方　炭と湯床の管理。

箱帳方・米方　吹所への人の出入の管理。銅・炭など出入荷物の数の点検。給食米の管理。
手伝差配方　手伝の出勤状況の把握、仕事の配分。原材料の保管状況の点検など。

業務は全体として本家支配人の監督下にあった。宝暦十二年閏四月に申渡された担当者は次のとおりである。ただし右の規定にある吹屋仲間名代は役頭に変わり、また銭払が加えられている。

役　頭　太郎兵衛
助　役　安兵衛
銭払・鍛吹方・合吹方・灰吹改　安兵衛・加役貞兵衛
別子蔵方・間吹方・湯床方　用助・専次郎
小吹方・地売吹方・炭方　貞兵衛・幸右衛門・亦市
箱帳方・米請払・手伝差配方　孫右衛門・幸助

このように役目と担当者をはっきり決めるようになったのは、宝暦期の改革においてであった。彼ら店員の年齢・経歴の判明するものは次のとおりである。(2)

太郎兵衛　当年四五歳。元文五年二三歳で奉公し、別子銅山・本店勤務を経て宝暦九年から吹所役頭助役、同十二年役頭となる。明和七年には五三歳で勤務中である。

安兵衛　当年二三歳。寛延四年（宝暦元）一二歳で奉公し本店に勤務。宝暦十二年三月吹所役頭助役となる。同十三年七月豊後町店用松山詰となり、明和三年解雇された。

貞兵衛　当年二九歳。宝暦十一年二八歳で奉公し吹所勤務となる。明和五年三月、三五歳で病死。

專次郎　当年一八歳。宝暦六年一二歳で奉公し、同十一年五月吹所勤務となる。明和三年二二歳のとき依願退職。

幸右衛門　当年一九歳。宝暦五年一二歳で奉公し、同十一年生野銅山へ転じ、同十二年閏四月から吹所勤務となる。明和七年には二七歳で勤務中である。この間宝暦十三年から明和元年まで九之助町一丁目掛屋敷の家守を兼務している。

亦市　当年一七歳。宝暦七年一二歳で奉公し、同十二年四月吹所勤務となる。明和四年二一歳のとき解雇され、翌年再勤するが、同六年再び解雇された。

孫右衛門　当年六〇歳。正徳五年一三歳から奉公し、延享元年四二歳で別家したが、寛延元年再勤。明和七年には六八歳で勤務中である。

店員は各事業所（本店・吹所・別子銅山・長崎店・豊後町店・江戸中橋店・浅草店など）の間を転勤する。

宝暦十三年九月現在、本店（吹所を含む）の店員は通勤手代四人、住込手代一六人、子供一一人、それに下男六人・下女六人であった。[3] そのうち吹所詰の者として、通勤二人（太郎兵衛・孫右衛門）と住込手代三人（貞兵衛〔改宅兵衛〕・専次郎〔改小兵衛〕・亦市〔改喜六〕）が確認できる。幸右衛門は、このときは掛屋敷の家守を兼務していたのでこの人数の外である。宝暦十二年の吹所詰九人のうち右六人のほかは、安兵衛はすでに転出しており、用助・幸助についてはつまびらかでない。

こうして吹所詰の手代を増員して、職人の勤務状況、原材料や製品などを細かく管理するためのピラミッド型の組織が作られた。製品を検査して不出来な場合は吹直させるなど、職人に対して手代がつねに主導権をもつようになったのである。その細心さは「吹所勤方諸仕格」の「間吹方」に関する一項にもよく現れている。

一間吹屑升数幷出來屑・間吹斤数念入相改可申候、或ハ屑吹之節、荒銅を焚込ニ候て屑間吹之斤数を合せ、銅氣抜たる屑を捨物場ニ可持參も難計候、其上屑銅を間吹之中ニ入交ニ、致掛渡候儀も可在之候條、毎日掛改之節、別而心を付相改可申事

但毎日吹立候屑幷吹辛味等、大工面別ニ除置、日々相改可申事

規定全体として物品や人手の無駄を省くことに主眼が置かれていたようで、そのためには手代に

も水準の高い知識を身につけることが要求されてきているのである。

この体制はこれ以後幕末まで維持され、手代の役割に基本的な変化はない。天保二年（一八三一）五月の役割分担は次のとおりである。④

吹処差配人　伊右衛門
副役　藤右衛門
銭払方・小吹方・御役所帳面方・手伝差図方　豊輔
間吹方・炭方・吹銅鉛方・古銅方調　彌兵衛
鍛吹方・合吹方・別子方・古銅帳面方　伊輔
灰吹方・米請払方・台所買物方　藤藏
庭帳方・湯床方　忠兵衛

嘉永二年（一八四九）四月の手代配置によると吹所詰は六人、無人のとき加役一名である。⑤

手代にはこのような店の内部の職務のほかに、吹屋としての公的な仕事もあった。江戸古銅吹所は大坂の吹屋仲間が引受けて運営に当り、仲間中から交代で詰めることになっていたが、天保期になると、吹屋の主人に代わって手代が名代として詰めることも認められるようになった。住

友では長堀吹所に関係のある上級の手代を派遣した。⑥また銅座において地売銅の入札のあるときには出勤するなど⑦主人に代わって行う仕事があり、特に差配人は重い職であった。

註

①「銅方公用帳」二番

②③「家隷籍貫」「籍貫相除之分」「宗旨手形控」

④⑤「年々記」

⑥小葉田淳「江戸古銅吹所について」（『日本経済史の研究』思文閣出版、昭和五十三年、所収）。この論文によると、江戸古銅吹所詰あるいは吹所取締用向のため、寛政十一年から安政七年（万延元）にかけて手代が七人派遣されている（うち一人は二度）が、このうち二人は長堀吹所の元差配人、二人は現差配人（うち一人は差配人になる前にも一度）で、他の三人も吹所のかなり上位の手代であり、うち一人はのちに差配人になった。また右の七人のうち二人は老分にまで至った。

⑦「庭帳」万延元年十月十三日・文久元年八月十四日の条。

六　長堀吹所の経営

前述のように住友友以は、寛永十三年（一六三六）十二月、長堀の地に間口二五間半の家屋敷を買得し、そこに吹所を設けた（第一図のA）。その西隣間口一二間一尺の家屋敷も、年次は不詳ながら続いて吉左衛門家が買い入れた（第一図のB）。さらにその西隣、箒屋町筋角の表口一九間一尺の

家屋敷は貞享五年(元禄元、一六八八)四月、友芳(吉左衛門)が弟理左衛門(友弘)名義で買得した①(第一図のC)。こうして長堀川と東横堀川、鰻谷通りと箪屋町筋に囲まれた間口五六間五尺二寸五歩、裏行二〇間の家屋敷は住友家の三代にわたって取得された。この東の部分が吹所であり、西の部分が元禄三年以降本店(店舗と住居)となるのである②。なお理左衛門名義の部分は、享保六年(一七二一)六月吉左衛門(友昌)名義になった③。享保九年の大坂の大火(妙知焼け)で、吹所は本店とともに類焼した。ただちに再建され、明治九年(一八七六)閉鎖、翌年撤去されるまで、ここで精錬が行われたのである。

この吹所で吹立てた銅の数量を年次を追って把握するのは容易ではないが、吹立高の推移を推測する手がかりとなる数字を集めて第七表に示した。

延宝二年(一六七四)の長崎下し銅は泉屋與九郎・同平八・同長十郎三人の名義で行ったもので、三人のうち與九郎と長十郎は吉左衛門家の手代であったが、平八(友膳)は分家で自家の吹所を持っていた。吉左衛門家の吹所も、このころ長堀のほかに内淡路町・鰻谷にもあった可能性があり、また棹銅は買い入れることもできるので、下し高のすべてが長堀吹所で吹立てたものであったとは考えられない。

第7表　住友の輸出銅・地売銅の推移

年　次	輸出銅	地売銅	出　所
	斤	斤	
延宝 2	1,156,100		「銅異國賣覺帳」
貞享 4～元禄 5(平均)	1,155,192		「上棹銅帳」
元禄 6～同 11(〃)	1,107,490		同上
元禄15～宝永 7(平均)	2,346,333		『泉屋叢考』第18輯第13表 御用棹銅銅座売上高
正徳 3～同 4(平均)	1,208,807		同上第29表
享保元	1,000,000		「申年諸國御割合御用銅高 幷代銀吹賃銀勘定帳」
〃 4	850,000		「銅會所御公用帳」
寛延 3～宝暦 6(平均)	708,038		「銅方公用帳」2番 御用棹銅吹高
宝暦 7～同 13(〃)	798,029		同上
文化10～同 14(平均)		290,243	「役所書上大勘定寫」
文政元～同 5(〃)		252,423	同上
〃 6～〃 10(〃)		241,417	同上

貞享四年から元禄十一年まで(一六八七～九八)の数字は、この期間泉屋吉左衛門家が取扱った棹銅の入払、すなわち自家吹・賃吹・買入・売渡・長崎下し・五ヶ一銅の入払を記録した「上棹銅帳」による。この史料によって第七表に示した輸出高というのは、長崎店への下し高・他の銅屋などへ売渡した分・五ヶ一銅など、泉屋が一旦扱って最終的には輸出されたと推定される銅の合計である。「上棹銅帳」に

第8表　住友の棹銅取扱高　(貞享4年～元禄11年)

	項目	貞享 4～元禄 5(平均)	元禄 6～同 11(平均)
		斤	斤
入方	自家吹	669,721.8	887,810.6
	吹賃	40,987.0	0
	吹入買	270,246.9	151,704.4
	一ケ五	165,184.9	92,510.2
	他の計	8,536.0	14,845.3
	そ	1,154,676.6	1,146,870.5
払方	長崎下し	674,440.2	617,830.2
	渡売	311,907.2	388,891.8
	一ケ地	971.4	10,135.5
	他の五	168,845.0	100,767.9
	計そ	0	3,349.3
		1,156,163.8	1,120,974.5

出所)「上棹銅帳」

記録されているこの時期の入払を各項目別に集計し、第七表と同じ六年ごとの、年平均高にして第八表に示した。自家吹は、すなわち長堀吹所で吹いた棹銅である。

元禄四年(一六九一)に別子銅山が開坑され、八年には一〇〇万斤を越す産銅があり、十一年には二五〇万斤を越えている。この数字を念頭に置くと、この表の数字は少なすぎるようにも思われるが、元禄十五年立川新道を経て新居浜浦に搬出できるようになるまでは、山元に銅荷が滞っていたという事情があり、④その期間は、同時に大坂長堀で吹所の増設を行っていたと推測されるのである(山道普請に比べれば短時間で完成したであろうが)。後年、宝

暦十三年の記録に、元禄四年から十一年までの棹銅売上高はおよそ一カ年五〇万斤から二〇〇万斤、同十二年は一一一万斤、同十三年は七〇万斤ほどとあるのに照しても、この表の数字は過少とはいえない。

第八表によると住友は自家の吹所で棹銅を吹き、長崎へ下して輸出するほかに、棹銅の売買をかなり行っていたことがわかる。いわゆる地売銅以外の、最終的には輸出される銅をめぐって銅座設置以前に存在した多様な流通経路の一端を窺うことができる。

元禄十六年から宝永二年まで（一七〇三～五）の御用棹銅売上高は二五〇万斤を越えている。これだけの棹銅を毎年吹立てるには棹吹床だけでも一五床は必要だったであろう。別子銅は間吹物であるから、間吹床もほぼ同数ほど必要であり、吹屋として南蛮吹のための合床・南蛮床・灰吹床も不可欠である。銅蔵・炭蔵・物置場などもそれに応じて大規模なものが必要である。そうだとすれば万延二年（文久元、一八六一）の絵図（第二図、敷地の約四九％が吹所）よりはるかに広い部分が吹所にあてられていたと想定されるのである。本店は元禄三年に長堀茂左衛門町に移ってきているが、淡路町店に営業部門の一部（地売銅店）が残っており、長堀の敷地の大半を吹所が占めていたとしても不自然ではなかった。

長堀茂左衛門町の家屋敷は享保九年の妙知焼けのとき類焼し、再建に当って吹所はそれまでよりも縮小されたものと思われる。その後享和三年（一八〇三）に老朽化した吹所全体が建直され、土蔵一カ所が新築された⑦。吹床の推移は第二表に示したとおりであるが、この表からもわかるとおり、この建直しのとき床数を減らしたようである。享保九年、吹立高の実勢に合わせて縮小し、享和三年にも同様に縮小し、幕末に至ったようである。

第七表の享保元年（一七一六）・同四年の輸出高は、当時主要銅山に割り当てられたいわゆる御割合御用銅高（荒銅）の別子銅山の分である。その後輸出高は減少し、宝暦初年には四二万斤であったが、立川銅山をも一手に稼行することになったため、宝暦五年（一七五五）から御用銅定高は七二万斤となり、これは幕末まで維持された。このほかに別御用銅・増銅などの名目で、五千斤から六万斤ほど上積みされたこともあった。

輸出用の御用棹銅以外の地売銅の吹立高は文化十年から文政十年まで（一八一三～二七）の分が判明しており、第七表に示した。享保六、七年小吹大工が八人いるので（第二表）、小吹床一日当りの吹立高を棹銅なら六〇〇斤、地売銅なら三〇〇斤、年間仕事日二八〇日として計算すると、享保元年御割合御用銅は荒銅一〇〇万斤（棹銅にして九五万斤）だから地売銅は一七万斤余、同四年は

第9表　銅吹屋の職人数　(万延元年)

銅吹屋	大工	吹子差	手伝	計
	人	人	人	人
住友吉次郎	14	34	32	80
大坂屋又兵衛	11	24	17	52
熊野屋彦太郎	11	27	11	49
富屋彦兵衛	9	23	17	49
川崎屋吉右衛門	10	25	13	48
大坂屋駒太郎	11	27	10	48
計	66	160	100	326

出所)「年々記」。住友の職人数は第1表と若干のずれがあるが，原史料に従った。

同八五万斤（同八一万斤）だから地売銅は二五万斤弱となる。第二表に示した床数・大工数の推移から推して、化政期の地売銅の吹立高に近い数字は、十八世紀中葉から幕末近くまで維持されたのではないかと思われる。

銅座設置以後は荒銅・吹銅とも銅座が買い上げ、払い下げることとなり、吹屋は所定の吹賃を支給されて吹立てることとなった。地売銅の値段は次第に高騰したが、それにもかかわらず産銅高が傾向的に減少したため、吹屋仲間全体にとって収益の減少となり、吹屋軒数は減少していった。天保八年（一八三七）吹屋数はそれまでの五軒からようやく六軒に復し、これ以後吹屋仲間のメンバーに変化はない。文化元年吹屋仲間助成のため銅座から拝借銀三〇〇貫目を願い受け、その年賦返済の延期願をくり返すなど、吹屋の経営は低迷を続けてはいたものの、産銅高と吹屋数との間

に一定の平衡が保たれるようになったのであろうか。

御用棹銅は買上値段が寛延三年（一七五〇）に引き下げられて以来、著しく低く抑えられていた。住友の場合、別子・立川銅の御用余銅を地売することによって、御用銅の損失が補えるよう願い出て、寛政十一年から文政八年（一七九九～一八二五）、天保四年から八年（一八三三～七）の間、多い年で一五万斤弱、少ない年で五千斤余、平均すると一〇万斤ほど地売した⑧。

天保末年になると別子・立川銅は御用銅定高七二万斤が手一杯で、地売用に廻す余地はなくなり、御用銅すら減額・増銀か、さもなければ休山を願い出るまでになったが許されず、拝借銅によって一時切り抜けたこともあったが、ともかくも七二万斤は維持した。銅山を中心に家政の改革に努め、嘉永二、三年（一八四九、五〇）に掛屋敷の処分が集中しているのもその一環であろう⑨。

万延元年（一八六〇）、吹屋仲間六軒の職人数は第九表のとおりである。これでも分るように住友は幕末まで銅吹屋の統領としての地位は保ち続けたのである。

註

① 貞享五年卯月二十八日付の沽券に「長堀茂左衛門町我ミ家屋鋪表口拾九間壹尺裏行町並、但貳軒役也、東隣者泉屋吉左衛門、西者大道也」とある。売主は平野屋利兵衛ほか六名、宛名は泉屋理左衛門である。

② 「年々諸用留」六番　宝暦二年二月七日の条。

③ 「同右」四番　享保六年六月十八日の条。

④『泉屋叢考』第拾八輯　九四頁。

⑤「銅方公用帳」二番

⑥棹吹床一日吹立高六〇〇斤、年間二八〇日とすると、年間吹立高一六八、〇〇〇斤となり、二五〇万斤吹くには一四・九床必要という計算になる。

⑦「年々記」

⑧小葉田淳「鉱山稼行とその周辺―若狭、三光銅山の場合―」（『史林』五七巻一号、一九七四年一月）一七頁。なお本章の叙述はこの論文に負うところが多い。

⑨『泉屋叢考』第拾五輯「近世に於ける住友の不動産業―序論―」一三～四頁。

――終――

付録

近世銅精錬関係資料

解　題

吹所勤方覺　（一―二頁）

普請方へ申付覺　（三―四頁）

手代勤方加書　（五―七頁）

寛延三年（一七五〇）十月、住友家五代友昌の弟で分家の理兵衛友俊は、兄友昌の委任を受けて、住友家の家政改革に取りかかった。改革の開始に当って、惣手代中へ申渡した全一九条から成る「覺」の第二条で、

一當家銅商賣向幷吹方之譯一向不存、徒ニ打過候事不心掛之至ニ候、向後手代共吹所ニ入込、銅方心掛可申事、手代共ニ不時ニ尋候事可有之候間、平生銘々無油斷見習可申事

と述べ、吹所の実態を把握することを重点項目の一つに挙げている。その上で、同年から翌年にかけて、改めるべきことを具体的に申渡したのが表記の規定である。いずれも寛延三年十月から宝暦四年（一七五四）二月にわたって出された家政改革の諸規則を記した「覺」と題する冊子の中

に収められている。なお本文六五頁参照。

吹所勤方諸仕格

（八―一六頁）

ここに掲出したのは、本文六五―六七頁にその前半を引用した「吹所勤方諸仕格」の後半の部分である。年次は記されていないが、表紙に宝暦十三年正月吉日とある「銅方公用帳」二番の冒頭に収められていること、また同書においてこのすぐ後に続く同十二年閏四月の人員配置とは、本文にも述べたように若干の違いがあること、さらに十一年から十二年にかけて吹所手代の異動があったことなどを併せ考えると、十一年末から十二年はじめごろの成立とみて大過あるまい。

吹方雑用等書上げ

（一七―三三頁）

寛延三年廃止された第二次銅座の末期に、長崎御用銅の買上げ値段・吹賃が引下げられ、そのため泉屋をはじめとする吹屋たちは、長崎御用銅会所や大坂通駕の長崎奉行に、その引上げを繰りかえし歎願した。ここに取りあげたのは、その一連の史料の中の一つで、明和二年（一七六五）三月、銅吹屋仲間が銅の吹立経費などを書上げたもので、「銅方公用帳」三番のうちに収められ

ている。なお本文二〇頁参照。

紅毛人吹所入來の控　（三四―四〇頁）

大坂城代吹所見分の控　（四一―五二頁）

オランダ商館長の吹所参観のことは、宝永六年（一七〇九）三月晦日、かひたん・やんすふるはんまんすたある（商館長 Jasper van Mansdale）以下の来所のことが住友の記録にみえ、その書き振りから元禄ごろにはすでに行われていたことが考えられる（小葉田淳「住友修史室所蔵史料について（続）」『住友修史室報』第二号、なお、『古文書研究』第十五号に転載）。オランダ人の参観が行われていたとすると、我が国の幕府高官の見分もはじまっていたことは十分推測できる。

ここには、シーボルトの加わっているオランダ人の一行が住友の吹所を参観した記録と、同じころの大坂城代の見分の記録をとりあげた。

吹所勤方覺

覺

一毎日支配人始手代・子供至迄、細工人入込不申内ニ起候而、不殘床前藏〻へ相詰、其日之吹銅出前致吟味相渡可申事

一毎朝細工人入來候節者、見世番念入蒙吟味（遂面見）、帳面ニ記、裏ニ通可申事

一出前銅相渡候後藏入念〆、朝飯給候前辛ミ・燒土ニ銅氣・炭在之ヲ撰出し可申事

一棹銅箱詰之節者、斤量取支配人可致候、幷箱詰・釘打相殘手代可致候、手傳ニ相任申間鋪候

一灰吹揚り候前ゟ掛り之手代相詰、灰吹手代揚ケ可申事

一床前吹始候ゟ吹仕舞候迄、手代壹人交代ニ床前相廻り、離間敷事

一銅出入念ヲ入、方〻ニ立分レ、改出入可致事

一日〻出前銅藏入（來）之節者、掛改入念請取可申事

一細工人仕事仕舞罷歸候節者、出入改手代之外ニ壹人相添、入念身ヲ震せ改可申事

一諸帳面隨分入念附込可申候、各御用之帳面ニ候間、麁抹ニ取扱申間鋪事

一火用心第一之事ニ候間、日雇火番之外ニ手代壹人宛毎夜不寝番可致事
一米請拂日々人數相改、焚米帳面ニ記可申事
一床前遣炭者外藏之事ニ候間、出入入念可申候、幷床前ゟ出候中炭・粉炭捨り不申様取集、直段等聞合賣拂可申候
一大工・差・手傳不情之者者蒙遂々吟味、暇遣可申候、尤年久致出入候者及老年候ハヽ、痛り遣可申事
一銅問屋・仲買・炭問屋參候節者、支配人挨拶可申候、尤銅相庭能々聞合、直段下直之節も少者吹銅賣出し可申候、尚直段宜候節者過分賣可申候、炭諸方炭問屋聞合、下直之節者買入置可申事
一湯床隨分致用意置可申事
一銅廻着帳面ニ記置、屆ヶ無懈怠相屆可申事
右之外諸事入念可申候、譯而竿銅箱詰者大切之儀ニ候間、手代ニ限取扱、手傳ニ任せ申間敷候、吹屋之儀者仲間中へ及取合候間、兼而心得置、他之吹屋と違麁抹無之様、銘々心得居可申候、灰吹銀出方相改、未納無之様ニ帳面引合相納可申候、此外諸事可在心得候

年號月日

理兵衛

普請方へ申付覺

覺

一是迄大工納屋へ大工壹人・日雇壹人相詰居候□(義カ)、自今相止可申候、尤本家・隱居・吹屋幷諸掛屋敷ニ繕普請在之節者、其所ニ掛り之役人致見分、帳面扣、大工・日雇之人數差積、其所へ役相添繕等可仕事、少々宛之繕者差延置、大工・日雇一兩日程之仕事を集、取掛り可申候、吹屋・隱居抔も右同斷、其所へ大工差遣、其場ニ限可申候

一吹屋床前道具、是迄大工小屋ニて致來候、此已後堅相止可申候、右床前道具者

一鞴　小直

但是者相集置、鞴屋ヲ雇直可申候

一棹形・地賣形　右同斷

但是者形屋へ誂可申事

一銅手洗・押木・立枚・留形・留臺、其外細〳〵物

但箱屋雇差可申事

右之通ニ候、大工日雇へ申付候義ハ、床前立家・煙卷等ニ限可申事

右之通普請方へ可申付候事

（宝暦元）
未閏六月

手代勤方加書

加書

一是迄不相應之衣服致着用候者も在之間、自今主用・私用ニ致他行候節たりとも、毛綿服・毛綿帯可限事、尤紬絹之類之衣服致着用候而勤候節ハ、支配人ゟ差圖可致候

一是迄銘々我儘ニ私用致他行候者有之、毎度此儀申渡候得共、猥ニ相成候、自今一向私用他行不相成ものと心得可相勤候、尤不叶用事之節ハ相屆置、他行可申候、如此申渡置候上、是迄之通猥ニ致他行者ハ、おのつから平生勤方も不情ニ相成候間、銘々其心得ヲ以可相愼事

一是迄表二階ニ銘々神佛之棚等ヲこしらへ、燈明・御酒・備物等致候儀、銘々信心之事候得共、火之用心も惡敷候得ハ、自今堅相止可申候、神棚ハ臺所ニ有之、佛檀ハ勘定庭ニ有之間、是ニ而相仕廻可申候

一是迄諸色紛失多候間、銘々申合、互ニ吟味可致事、兎角本番へ道具ハ打捨置候而も不苦様ニ心得申者も在之間、自今銘々申合候而、不寄何致紛失不申様可致候、分而きせるハ自今自分きせるニいたし候、番きせるハ他所之客來ニ限可申候、尤客來へ挨拶ニ出候者、自身之きせるニ而

給候事見苦候間、其心得可有之候、尤自分きせる掃除等自身可致候、子供へ申付候事堅無用

一手代分病氣之節致保養、致服藥候ハヽ、自身煎致大切給可申候、右服藥取扱子供へ堅申付間布候、其内藥自身ニ取扱難致程之病氣ニ候ハヽ、支配人ゟ介抱人付可申事

一家内はき物是迄猥ニ候間、自今申合、堅相愼可申事

一自今吹屋細工人・手傳賃銀錢拂、一ヶ月何程と相定、本家ニ而拂申候間、大工・差・手傳日〻仕事銘〻之通ニ付出し致判、右錢拂之當日致高〻相渡可申候、右通其人直〻本家へ致持參候ハヽ、錢相渡可申候

一自今吹屋ニ而金銀錢取遣致間敷候

一灰吹引替銀

一地賣銅・鉛代銀

一諸銅吹賃銀

一中炭・小炭賣代銀

一汰り物粕賣代

一糠・灰賣代

一炭・米俵類賣代

〆

右之外何によらす賣拂候節ハ、代銀卽刻本家へ相渡可申候、尤帳面入念記賣出し可申候、諸色戸口ゟ出候もの、庭帳へ無滯付置可申候、右庭帳銀子帳と押合可致候

一吹屋諸色買物代ハ五季拂ニ可致候間、通取ニ可致候、尤現銀ニ而相渡候品ハ

一銅船賃

一紺屋灰・藁灰

一細工人野菜・青物代

〆

此分時々錢相渡可申間、請拂可致候

右御書加之趣奉承知候、以上

（宝暦元）未七月二日　惣手代共

兩旦那様

御支配人八郎右衛門殿

吹所勤方諸仕格

裏吹方之儀ハ取廣ヶ候事故、無人ニ而ハ末〻迄吟味行屆不申候間、萬事ニ付不吟味勝ニ相成、おのつから大工・手傳頭等致我儘候様ニ可相成候間、向後人數を相增シ、役儀申付候條、銘〻無油斷可致精勤候、卽役割如左

一吹屋仲間名代　壹人

助役　壹人

一仲間中每月三日宛寄會之節、無不參出勤、銅・炭相場幷足り銀・吹減等聞合候而、此方吹方心得可在之候事

一銀座灰吹通ひ帳差引太切ニ致算當、銀座ゟ案內次第、無遲滯差出シ可申事

一日〻出來灰吹請拂太切ニ可致差引候事

一秋田銅請入船積入念可致請拂候事

一吹炭買入方直段等相對之儀者、炭生合・直段相談之上、吟味を詰可申事

一諸銅賣買共直段定之義ハ、支配人と頭役之者立會、可致相對候事

但銅代幷中炭・小炭・辛味代銀等請取候ハヽ、直ニ銀子方ニ相渡可申候、尤諸帳面日々
支配人より改を請置、毎月晦日支配人立會、荷物出入之分ハ箱帳と可致押合候事
一長崎會所餘銅幷對州賣銅直段定相對之儀、右同斷
一吹方働人諸仕格之儀者、元帳を以相糺、可致差配候事
一棹箱ハ年中致船積候棹銅之數取ニ候間、間違不申様時々致請拂、棹銅船積帳と引合可申事
一錢拂帳面毎月晦日限致請拂、支配人立會相改可申事
一銅廻着屆日、銅方惣年寄・銀座・長崎會所ニ無失念屆書差出可申事
一名代・助役貳人之內、壹人ハ吹所ニ相詰、諸差配可致吟味候、壹人ハ表向長崎會所・仲間寄
會等可相勤候、勿論其日〳〵の繰合を以、交代ニ而相勤可申候、尤表向吹屋方無隔意申合、
可相勤事
一吹方諸藏之鍵ハ不殘預り置、朝暮可致始末候事

〆

合吹方
一鍛吹方
灰吹方

一合吹方出前不同無之様致掛改可申候、勿論焚鉛貫目等ハ、其銅之足り銀ニ應シ増減可在之候、其外合屑升數幷吹辛味等、日〻念入致見分可申事

一合庭帳・鍛庭帳・合出來帳・鍛出來帳・鍛出前帳・鍛鉛留帳・灰吹揚帳、日〻付込可申事

一毎朝合藏ニ壹人、荒銅藏ニ壹人相詰、鍛吹・合吹・灰吹共、一日分出前相渡可申事

一鍛吹方之儀、當家根本之事ニ候條、仲間中ゟも鍛出來惡鋪候而ハ、當家之恥辱ニ候間、別而心を付可申候、尤鍛大工共ニ急度申付、已來ハ鍛売念入可相改候、若出來惡敷、或ハ鉛氣殘り有之候ハヽ、其売を焚返シ、鍛直させ候程ニ日〻遂吟味可申事

但是迄ハ鍛中身計地賣ニ仕來、頭ハ不殘小吹ニ焚來候得共、以來ハ中身・頭共地賣ニ相成候積ニ隨分売能ク枯候様、無油斷大工中ニ可致差圖事

一灰吹足り銀定例之積を以致算當、若シ足り銀少ク候ハヽ、灰吹留粕致見分、銀氣少も無之候ハヽ、當人之鍛売を焚返し、致問吹蒙（遂カ）吟味可申事

一灰吹揚り候節ハ、大工ゟ掛りの者ニ申届させ、手代分之者灰吹を揚可申候、其上ニ而留粕致吟味、玉銀等麁末無之様取集、持歸り可申事

但每日出來灰吹、致裏打掛改候上、鍛大工名前幷灰吹銀目を書分ケ、床前ニ致張紙、遂

吟味可申事

一　間吹方
別子藏方

一毎朝別子藏ゟ相詰、一日分出前相渡可申事

但出前相渡候ハヽ、直ニ錠おろし置、間吹床前之者猥ニ出入致させ間敷事

一間吹銅毎日吹立候分ハ、不殘致掛改請取可申候、尤床前ニ間吹銅隠シ置不申様、可致吟味候事

一間吹屑升數幷出來屑・間吹斤數念入相改可申候、或ハ屑吹之節、荒銅を焚込ニ候て、屑間吹之斤數を合せ、銅氣拔たる屑を捨物場ゟ可持參も難計候、其上屑銅を間吹之中ゟ入交ゟ、致掛渡候儀も可在之候條、毎日掛改之節、別而心を付相改可申事

但毎日吹立候屑幷吹辛味等、大工面別ニ除置、日々相改可申事

一間吹庭帳・間吹出來帳・別子掛目帳、其外掛り之帳面日々附込可申事

一別子銅水上之節ハ、豫州正味此方正味引合致掛改、相殘丸數入念相改、悉致皆掛請取可申事

一　小吹方
地吹方

一棹吹ハ間吹銅計ニ而吹立可申候、已來鍛銅頭を取交せ、棹吹致させ間敷候事

但鍛屑銅迄も棹吹へ焚させ申間敷候事

一地吹出前ハ一日前宛掛切相渡可申候、若シ斤數餘計ひ吹候ハヽ、遂吟味候上可相渡候、尤疵丁等相改、餘計有之候ハヽ、吹直させ可申候、勿論目合輕重相改、可致差圖事

但鍛銅ハ地賣吹之外、棹吹床前ニ取散不申様、際を立可申候、尤每朝小吹・地吹共出前相渡候ハヽ、鍛藏へ錠おろし置、小吹床前ニ鍛銅を隱置不申様心掛、可致吟味候事

一留土幷湯取箸、龕末在之候而ハ一命ニ拘り候太切之道具ニ候條、鍛冶屋幷留土搗方共念入可申付候

一炭　方
湯床方

一炭藏入之節ハ名代人立會、俵數幷炭性合之善惡・貫目等入念相改候上、請取可申事

一中炭・小炭・素灰等賣拂候節ハ、念入帳面ニ付込置、每月晦日限致高寄、箱帳と押合せ、代銀請取候ハヽ、銀子方ニ相渡可申事

一中炭・小炭・素灰致俵詰候節ハ、炭家手傳ゟ役手之者へ申屆させ、見分之上可致俵詰候事

一炭下帳・炭請拂帳・湯床請拂帳、入念日々付込可申事

一諸床前渡炭、毎日吹方定之通相渡可申事

但諸床前年中吹餘り炭上ヶ候ハヽ、其大工之名前帳面ニ記置可申候、尤極月仕事仕廻候節ハ、餘り炭之分不殘此方へ上ヶさせ可申、炭遣方宜者へハ、褒美指遣可申事

一箱帳方
米　方

一吹所出入念入致吟味、無用之人堅ク出入致させ申間敷候、若シ無據方ゟ頼來、吹方爲致見物候節ハ、名代人ニ申屆、壹人付添致案内可申事

一銅・炭其外諸荷物出入共、札數致吟味相改候上、箱帳へ付込置、毎月致高寄、支配人・名代立會にて、諸荷物下帳と致押合可申事

但中炭・小炭賣拂等ハ、炭帳と押合せ可申事

一米買入之節ハ、支配人ニ申屆相調可申候、尤日々白米炊入用升數幷人數等委書記、毎日頭別平均帳面ニ付込、入念可致請拂候事

但諸方取替米等、勘定場帳面と突合せ候様帳面ニ記置可申事

一手傳差配方　箱帳方貳人ゟ兼帶

一毎朝手傳帳ニ致顔付可申事

一手傳仕事場役割、毎朝人數揃候上致差圖、帳面ニ記可申事

一荒銅藏・別子藏折り銅丸數幷踏物升數等致見分、日〻相改可申候事

一炭家・土家共、麁末無之樣入念可申付候、餘ハ其日之役割應シ、作法相糺可申事

一手傳之內より床前へ被雇候ハヽ、其床前の大工より申屆させ、手傳方仕事手支無之候ハヽ、遣シ可申事

一棹銅箱詰之節、手傳無人ニ而ハ手支候間、其當日不參無之樣、前日より急度可申付事

定

一火之用心第一念入相改可申事

一御用銅吹方者勿論、諸吹方共麁末無之樣相務可申事

一御用銅御急之節者別而可致出精候、其外平生共諸吹方日〻定之斤數、無相違吹立可申事

一吹方諸働人作法之條〻、急度相守可申候、幷日〻申付候差圖之通、爲致違背間敷候事

一御用銅箱詰・船積之節ハ、手傳人數無不參相詰可申事

一仲間中申合之條々、猥無之樣急度相守可申事

一諸銅賣買、吹炭買入直段組之儀者、於吹所店致相對、賣買共先方ゟ端書取置可申事

但賣買共代銀不殘卽銀定之事

一每朝六ツ時より表門を開キ、銘々役場へ相詰可申候、尤吹所店ニ者晝夜共交代ニ相詰、出入念入相改、無用之人猥ニ爲致出入間敷候事

一諸帳面日々無懈怠付込可申候、別而諸荷物出入間違無之樣、荷數・札數念入相改、帳面ニ扣可申事

一銅廻着届日

銅　方　朔日　五日　十日　十六日　廿日　廿五日

銀　座　十日　廿日　晦日

長崎會所　晦日

一灰吹納日

六日　十七日　廿四日

右前日鈧替ゟ相渡可申事

一湯床日

十日　廿日　晦日

一吹方銭拂日

大　工　　十五日　晦日

差・手傳　十日　廿日　晦日

吹方雑用等書上げ

一秋田棹銅百斤　但掛入拾六貫目箱詰
銀三匁壹分五リ六毛　合吹雑用
同拾匁五分壹リン貳毛　南蠻吹雑用
同貳匁八分六毛　灰吹雑用
同七匁五分　吹減銅五斤代　百五拾目替
同七匁七分　鉛燃捨り平均七斤代　百拾匁替
同五匁三分貳厘五毛　小吹雑用
同壹匁五分五リン　箱・釘・繩・荷作り雑用
〆三拾八匁五分四厘九毛

内

拾七匁貳分八リン　出灰吹平均拾三匁五分代、貳割八歩増ニメ如斯
殘テ貳拾壹匁貳分六リン九毛

内　　秋田屋鋪ゟ請取申候

拾五匁八分　　損　銀

殘而五匁四分六厘九毛

但寛延三午年、秋田銅之分大坂屋久左衛門一手ニ引請、吹立候積り御相對有之、依之吹賃格別御引下ヶ被成、雜用難引合候得共、其節者銅直段其外鉛・炭等も下直之砌、別而銅高一圓ニ引請吹立候儀ニ付、無是非御請申置候、其後仲間一統吹方被爲仰付候得共、一端拾五匁八分ニ而久左衛門請負候儀ニ付、無據右吹賃ニ而一統御請負申、其後銅直段高直ニ相成候ニ付、追々屋鋪へ願立、吹減之分ハ銅ニ而請取申候事

一南部荒銅百斤　　但棹銅ニ而拾六貫目掛入箱詰

銀六匁五分三リン三毛　　間吹雜用

同五匁三分貳リン五毛　　小吹雜用

同壹匁五分五リン　　箱・釘・繩・荷造り雜用

〆拾三匁四分八毛

内

拾壹匁貳分五リン　南部荒銅百斤吹賃幷箱詰掛り物共、南部方ゟ請取
殘而貳匁壹分五厘八毛　損銀
但先年ハ右吹賃拾三匁貳分五リンツヽ請取來候處、寛延三午年南部銅泉屋吉左衞門・多田屋市郎兵衞兩家ニ而、斤高不殘吹立候積り相對仕、凡貳匁程引下ヶ請負罷在候處、其後仲間一統吹方被仰附、諸雜用難引合候得共、右兩家ニ而一端拾壹匁貳分五リンニ而請負候ニ付、無據右吹賃ニ而一統吹方仕候事
外ニ荒銅三斤八歩ツヽ　定例吹減請取來申候
一別子棹銅百斤　但掛入拾六貫目箱詰
銀六匁五分三厘三毛　間吹雜用
同五匁三分貳厘五毛　小吹雜用
同壹匁五分五リン　箱・釘・繩・荷作り雜用
同拾貳匁五分　吹減銅五斤代
〆貳拾五匁九分八毛
一吉岡荒銅百斤　但棹銅拾六貫目掛入箱詰

銀三匁壹分五厘六毛　合吹雑用
同拾匁五分壹厘貳毛　南蠻吹雑用
同貳匁八分六毛　灰吹雑用
同五匁三分貳厘五毛　小吹雑用
同壹匁五分五リン　箱・釘・繩・荷作り雑用
同拾壹匁　鉛燃拾斤代　百拾匁替
〆三拾四匁三分四厘九毛

内

三拾三匁四分五リン　銀座ゟ請取
殘八分九リン九毛　損銀
外ニ平均ニ而四斤五歩吹減請取
床銅ニ而拾六斤吹減請取

御用銅吹賃一式小譯
合吹雑用

一貳匁五分五リン　大工壹人賃銀
一壹匁五分　鞴差壹人賃銀
一壹匁　手傳壹人賃銀
一貳匁七分　右三人飯代
一拾四匁八分　炭四俵代
一九分　鐵道具直シ賃
一壹匁　吹子幷革代
一八分　土砂・ス灰代
〆貳拾五匁貳分五リン　合吹一日分雜用

但合床一吹ニ銅拾六貫目ツヽ、八吹仕、此銅高百貳拾八貫目ニ而御座候、又屑吹貳吹仕候而、都合拾吹ニ相成候

銅八百斤ニ割

百斤ニ附三匁壹分五厘六毛ニ當ル

南蠻吹雜用

一三匁　大工壹人賃銀
一八分　鞴差壹人賃銀
一壹匁　手傳壹人賃銀
一貳匁七分　右三人飯代
一五匁八分　炭貳俵代
一壹匁八分　鐵道具直し賃
一八分　土砂・ス灰代
一五分　鞴幷革代
〆拾六匁四分　南蠻吹一日分雜用

但合銅六貫貳三百目ツヽ一箱ニ仕御座候を、五箱五吹仕候、此銅高凡三拾壹貫目程ニ而御座候、此出銅凡貳拾四貫九百六拾目、此斤百五拾六斤、此出鉛凡五貫貳三百目有

銅百五拾六斤ニ割
百斤ニ付拾匁五分壹厘貳毛ニ當ル
灰吹雜用

一三匁六分　大工壹人賃銀
一壹匁五分五リン　鞴差貳人賃銀
一貳匁七分　右三人飯代
一拾匁四分　上炭貳俵代
一九分　鐵道具直し賃
一壹匁六分　灰・土代
一三分　鞴幷革代
〆貳拾壹匁五厘　灰吹一日分雑用

但大工壹人ニ而吹床貳挺相用ヒ候、灰吹一吹ニ鉛六貫目程ツヽ、都合四吹ニ仕候、此銅高七百五拾斤ニ而吹立申儀ニ御座候

銅七百五拾斤ニ割
百斤ニ附貳匁八分六毛ニ當ル

小吹雑用
一五匁四分　大工壹人賃銀

一貳匁七分　鞘差壹人賃銀
一壹匁　手傳壹人賃銀
一貳匁七分　右三人飯代
一拾四匁八分　炭四俵代
一壹匁八分　鐵道具直し賃
一六分五リン　湯床代
一壹匁　留　代
一九分　土砂・ス灰代
一壹匁　吹子幷革代
〆三拾壹匁九分五リン　小吹一日分雜用
但棹銅六百斤一日出來仕候積りニ御座候
銅六百斤ニ割
百斤ニ付五匁三分貳リン五毛ニ當ル
地賣銅吹賃一式小譯

地賣小吹雜用

一四匁五分　大工壹人賃銀
一貳匁貳分五リン　鞴差壹人賃銀
一壹匁　手傳壹人賃銀
一貳匁七分　右三人飯代
一拾八匁九分　炭四俵半代
一壹匁八分　鐵道具直し賃
一壹匁五分　湯床代
一壹匁四分　留　代
一九分　土砂・ス灰代
一壹匁　鞴幷革代

〆三拾五匁九分五厘

但一日前吹銅三百斤出來仕候

銅三百斤ニ割

百斤ニ付拾壹匁九分八リンニ當ル

合吹雜用

南蠻吹雜用

灰吹雜用

間吹雜用

右雜用銀者、御用銅吹立入用同事ニ而御座候

一先年銀座ニ銅座引請候中、吹賃定法左之通

合吹雜用

一貳匁五分五厘　合大工壹人賃銀

一壹匁貳分八厘　鞴差壹人賃銀

一壹匁五リン　手傳壹人賃銀

一貳匁壹分　右三人飯代

一拾四匁五分　炭四俵代

一九分　鐵道具直し賃

一八分　土砂・ス灰代
一壹匁　吹子幷革代
〆貳拾四匁壹分八リン
是ヲ銅高七百五拾斤ニ割
百斤ニ付三匁貳分貳リニ當ル
南蠻吹雜用
一三匁　大工壹人賃銀
一壹匁　鞴差壹人賃銀
一壹匁五リン　手傳壹人賃銀
一貳匁壹分　右三人飯代
一五匁壹分　炭貳俵代
一壹匁八分　鐵道具直し賃
一八分　土砂・ス灰代
一五分　鞴幷革代

〆拾五匁三分五リン

銅高百五拾六斤ニ割

百斤ニ付九匁八分三厘ニ當ル

灰吹雑用

一三匁六分　大工壹人賃銀

一壹匁五分五リ　鞴指貳人賃銀

一貳匁壹分　右三人飯代

一七匁七分　炭貳俵代

一五分　鐵道具直し賃

一貳匁　灰・土代

一三分　吹子幷革代

〆拾七匁七分五リン

銅七百五拾斤ニ割

百斤ニ付貳匁三分七リニ當ル

右合床・南蠻床・灰吹床三口百斤當り銀

合拾五匁四分貳厘　算用詰ニ而增置

又八リン　但百斤吹雜用

右三口〆拾五匁五分

小吹雜用

一五匁四分　大工壹人賃銀

一貳匁七分　鞴差壹人賃銀

一壹匁五厘　手傳壹人賃銀

一貳匁壹分　右三人飯代

一拾四匁八分　炭四俵代

一九分　鐵道具直し賃

一壹匁六分五リ　湯床代

一八分　留　代

一六分　土砂・ス灰代

一壹匁　　鞴幷革代
〆三拾壹匁
棹銅六百斤ニ割
　百斤ニ付五匁壹分六リンニ當ル
　又四リン　　算用詰ニ而増置
　〆五匁貳分　　小吹百斤雑用
四口合貳拾匁七分　　合吹ゟ棹銅迄雑用
　又拾壹匁貳分　　焚鉛七斤代　百六拾目替
〆三拾壹匁九分
　但出灰吹銀拾三匁以下之分、荒銅百斤雑用
外ニ壹匁五分五リンツヽ　棹銅箱詰諸雑用請取
外ニ吹減者、定例を以銅ニ而請取候事
一貳拾目七分　　合吹ゟ棹吹迄雑用
又拾六匁　　焚鉛拾斤代　百六拾匁替

〆三拾六匁七分
　但出灰吹銀拾三匁ゟ三拾目迄之分、荒銅百斤雑用
外ニ壹匁五分五リン　　棹銅箱詰諸雑用請取
外ニ吹減ハ、定例を以銅ニ而請取候事
一貳拾匁七分　　合吹ゟ棹吹迄雑用
又貳拾貳匁　　焚鉛拾三斤七歩五代　百六拾匁替
〆四拾貳匁七分
　但出灰吹銀三拾目以上之分、荒銅百斤雑用
外ニ壹匁五分五リ　　竿銅箱詰諸雑用請取
外ニ吹減ハ、定例を以銅ニ而請取候事
右之通鍛吹物銅之分ハ、足り銀多少ニ隨ひ、三段ニ吹賃相定候事
間吹雑用
一三匁六分　　大工壹人賃銀
一四匁五分　　鞴指貳人賃銀

一壹匁五リン　手傳壹人賃銀
一貳匁八分　右四人飯代
一貳拾壹匁貳分　炭六俵代
一壹匁壹分三リン　鐵道具直し賃
一壹匁　土・ス灰代
一壹匁　吹子幷革代
〆三拾六匁貳分八厘
但銅拾八貫目宛五吹仕候、此貫目九拾貫目
銅五百六拾貳斤半ニ割
百斤ニ付六匁四分五リンニ當ル
又五リン　算用詰ニ而增置
〆六匁五分　間吹百斤雜用
外ニ五匁貳分　小吹雜用
合拾壹匁七分　間吹ゟ棹吹迄、荒銅百斤雜用

外ニ壹匁五分五リン　箱詰諸雑用請取
外ニ吹減ハ、定例ヲ以銅ニ而請取候事
右之通銅座吹賃定ニ而御座候
　鍰吹物銅焚鉛之覺
一鉛貳貫八百目　足り銀拾三匁以下之分焚鉛
一同四貫目　足り銀拾三匁ゟ三拾匁迄之分焚鉛
一鉛五貫五百目　足り銀三拾目以上之分焚鉛
右之通御座候、以上
　酉三月
銅吹屋中印

紅毛人吹所入來の控

（表紙）「文政九丙戌年五月六日

紅毛人入來之控　」

五月六日紅毛人入來之趣依案内、兼而座鋪廻り・吹所等用意、例之通り致置候事、幷御屆左ニ乍恐書付ヲ以奉申上候

一明六日、紅毛人例之通私方吹所見物ニ罷越候、其節往來立留り、見物人多相集り候ニ付、乍恐御屆奉申上候、以上

文政九丙戌年五月五日

住友吉次郎名代

岡田勇右衞門印

御奉行様

右之通金方御役所ニ罷出候所、當日者節句故、最早諸御役所共不殘御役人御引取ニ付（ママ）

役割

一吹方懸り　袴羽織　伊右衞門

一東座敷懸り

袴計　義藏
〃　源兵衛
彌十郎
幸三郎
要助
米松
長次郎

東座敷
一玄關番

〃
眞兵衛
覺兵衛

〃

一菓子方

要助
〃

一御屋敷方掛り
　幷間配り

一掃除差圖方

一臺　所

一吹所詰

一本場詰

袴羽織
勇右衛門
藤右衛門
覺兵衛
長次郎
〃
重右衛門
〃
長右衛門
彦兵衛
〃
八郎右衛門
〃
眞右衛門
仁右衛門

幾右衛門
連　藏
官兵衛
貞　助
〆

以上

一當日朝四ツ時、銅座ニ出、西御番所・東御番所、夫ゟ當家、鳥屋町、銅座へ歸ル、右ニ付吹所ゟ遠見所ゟニ出す

一東座敷錺附、其外掛物・花生等、先例之通り

一蘭人八ツ半時入來、御檢使は御入來無之、供廻り庭座敷ニ案內いたす

御檢使　水野平兵衛殿

加毘丹　五十貳才　ヨハン・ウイルヘルム・デ・ステルレル

外料(科)　貳十四才　ヒリツプス・フレイデレキ・シーフルト

筆者　貳十貳才　ヘンデレキ・ビルゲル

大通詞	末永甚左衛門殿
小通詞	岩瀬彌十郎殿
同	同　彌七郎殿
同見習	名村八太郎殿
部屋付	荒木豊吉殿
同	田中作之進殿
同	菊谷藤太殿
同	山口源之助殿
部屋付	加悦藤七殿
同	菊谷米藏殿
同	田川茂三郎殿
同	松口貞之助殿
觸頭	林與次右衛門殿
兩組頭	矢次茂三郎殿

同　　横山喜三太殿

〆

右夫〻酒肴出し候事、尤名前之通不残は參り不申、八人計、爲川半十郎殿・同住之助殿御兩人附添入來、何れも上段之間へ通候事

一御屋敷方左ニ

新座敷　松山御屋敷　上分四人
同　延岡御屋敷　同　四人
吹屋座敷　秋田御屋敷　同　拾人計
同　土州御屋敷　同　六人
長岡屋付添
同　岸本御役人　同　六人
同　銀座御役人　同　七人
表床之間　大野横田様　尤是は御登合ニ付
京橋　御定番御役人壹人　但常兵衛を賴ミ申候

右之通夫〻酒肴出す、供廻りは表玄關ニ而にきり飯出ス

餞別左ニ

一扇子三本入壹箱　御檢使　水野平兵衛殿
一延紙五束

〆

一延紙五束　大通詞　末永甚左衛門殿

〆

一延紙五束　小通詞　岩瀬彌十郎殿

〆

一鼓銅圖錄壹冊
一鉛石箱壹

右

「（裏表紙）住　友」

大坂城代吹所見分の控

（表紙）
「文政十丁亥年六月
御城代　丹後宮津御城主
松平伯耆守様　御高七萬石
御巡見控帳
町御奉行御案内
西　内藤隼人正様
東　高井山城守様　」

一亥六月朔日、東御役所御金方ゟ御差紙到來、左ニ

住友吉次郎

一明二日朝四ツ時、東金方御役所へ可罷出事
六月朔日

但裏書いたし戻ス、尤勘定場手形印押ス

右ニ付、二日勇右衛門出勤之所、被仰渡、左ニ

一明三日、　御城代様御巡見有之間、例之通手當可致候、尤書附等可差出候
右之通田中武右衛門殿被仰渡候ニ付、前例之振合を以左之通兩通相認、持參いたし差出、相濟
乍恐奉申上候

住友吉次郎
病氣ニ付代
岡田勇右衛門

一明三日、
御城代様私方銅吹所被爲入　御巡見候節、御案内奉申上候儀は吉次郎相勤申候、此段御屆奉
申上候、以上
亥六月二日
御奉行様

勇右衛門印
但名代印ニ而相濟

床數之覺

一小吹床　壹ヶ所
但仕形流しニ而奉入御覽、其外正吹方ニ而可仕候
一間吹床　貳ヶ所

一鍛　床　　貳ヶ所
一灰吹床　　貳ヶ所
一合　床　　一ヶ所
一ゆり物　　女貳人

右之通御座候、以上

亥六月二日

住友吉次郎
病氣ニ付代
岡田勇右衛門印

御奉行様

一六月朔日、惣代ゟ書狀到來、左ニ

明後三日、

御城代様町方御巡見ニ付、貴様御宅ニ被遊御入候之間、此段得御意候、以上

六月朔日

矢野庄七
山田榮藏
村上和助

武林理兵衛
林　才二
山香幸助

住友吉次郎様

右返書左ニ

然者明後三日、
御城代様町方御巡見被爲在候ニ付、私宅へも被遊　御入候段爲御知被下、致承知候、右御答如斯御座候、以上

六月二日　　住友吉次郎

惣代六人宛

御道順之扣

玉造稲荷社ゟ植木屋吉之助、夫ゟ裏門高津社、生玉南之坊御晝休、夫ゟ源性寺坂、松屋町筋北、九之助橋西、此方へ御入、夫ゟ西へ灘屋へ御入、夫ゟ西富田屋橋、新町、夫ゟ新町ばし東へ、順慶町東、久太良町北、本町ばし東

一例之通東座敷前日ゟ用意致し、當日錺付等、其外庭座敷・内外玄關・濱座敷夫〻掃除致し置、
大道敷砂・東西盛砂いたし候事
一御城代様幷御案内両御奉行様、今三日九ツ半時御入、友聞門前へ御出迎、直様吹所御巡見、相
濟候上座鋪へ御入、御茶・御菓子差出ス
一御干菓子　一御煎茶
一御蒸菓子　一御薄茶
一鉛石箱
右之通夫〻献上、尤御奉行様には鉛石箱なし、萬端無滞相濟、八ツ時頃御發駕、尤當方ゟ濱側
西に灘屋に、夫ゟ新町御巡見之上、御歸城之由
御供方御名前左ニ
御家老　鞍岡三郎右衞門殿
御用人　關　郡　内殿
御公用人三浦駒右衞門殿
御目附　弓塚與市郎殿

東西與力衆・同心衆出勤左ニ

銅座掛り　大森十次兵衛殿
地方　大須賀茂左衛門殿
同　由井助太夫殿
金方　寺西爲三郎殿
同　田中武右衛門殿
〆
銅座懸り　中村紋次殿
同　横河兵右衛門殿
古市丈五郎殿
松岡伴次郎殿
野上萬次郎殿
渡邊八十郎殿
〆

三町人　山村與助殿
尼崎又右衛門殿
銅座地役　岡本八左衛門殿
〃
西吹屋　大坂屋英次郎殿
富屋彦兵衛殿
〃

役割

一吹所見廻り　袴羽織　伊右衛門
儀藏
新次郎
〃　同　義助
彌兵衛

一吹所詰

安次郎
芳　藏
儀兵衛
〆　袴計
藤右衛門
源兵衛
彌十郎
幸三郎
覺兵衛
長次郎
子供恒松
鶴松
同
〆
要　助

一東座敷

一御菓子方

一御茶方

〃　狩野氏

〃　手傳　四郎兵衛

一挨拶方

濱座敷

〃　袴羽織　祐左衛門

内玄關

同　別家　藤右衛門　龜藏

〃　同　市藏

庭座敷

〃　同　傳兵衛

虎藏

表玄關

〃　袴羽織　仁兵衛

米藏

〆

一臺所方　與右衞門

佐久治

〆

一掃除見廻り　同　藤右衞門

〆

一諸方見廻り　同　勇右衞門

〆

一本場詰　同　眞右衞門

仁右衞門

幾右衞門

連藏

官兵衞

貞助

〆

〆

以上

御手札左之通り

中屋敷
兩御町
御式臺
〆三枚

銅吹所被爲遊　御巡見、
難有仕合奉存候、乍恐
右御禮奉申上候

住友吉次郎

御家老
御用人方
〆七枚

吹所被爲遊　御巡見、
難有仕合奉存候、乍憚
右御禮奉申上候

住友吉次郎

但御用人は乍憚なし

與力衆
同心衆

御巡見無滯相濟、難有
仕合奉存候、右御禮參上仕候

住友吉次郎

一金貳百疋

狩野宗朴殿

右者爲挨拶贈ル、尤前年
水野様御入來之節者、金百疋挨拶、又南鐐壹片肴料ニ送り候得共、此度は東座敷庭向見繕ひいたし被呉候ニ付、相兼候而如此相贈ル

一大座敷懸物
　古法眼山水
一新座敷懸物
　呉敬夫花鳥
一花　生
　良休宗佐作
　銘打睡

後記

前輯はわが国近世貿易の主要輸出品である銅の集荷・精錬・輸出などを取扱った銅座についての論考であったが、本輯ではこれに密接な関連のある輸出銅・地売銅を調製した住友の代表的精錬所、大坂長堀の吹所について論述したものである。まず住友が銅精錬業界に首位を占めるに至った経緯を述べ、次いで吹所の作業工程を諸文献に基いて比較検討し、これに付随して職人の構成・稼働日数などにもふれ、つづいて職人の賃銀・雇傭形態・仲間意識の問題に及んでいる。また江戸中期の家政改革に際して吹所の店制が整備され、就業・原材料・製品の管理体制が確立したこと、おわりに経営面として吹所規模の伸縮・製銅量の増減・吹所職人員数の推移などを取上げている。本輯の執筆は室員今井典子が当たり、京都大学名誉教授小葉田淳博士の御懇篤な御指導と御校閲をいただいた。

昭和五十五年十月

住友修史室

昭和五十五年十一月三十日発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行　住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷　河北印刷株式会社